金

山

秋

男

#### The Birth, Aging, Illness & Death Depicted in Japanese Poems

#### KANEYAMA Akio

This paper deals with the four inevitabilities in human life... "birth", "aging", "disease" and "death"... featured in Japanese poetry. Due to the vast amount of materials at hand, it was impossible to put in all chapters about four inevitabilities in such a limited space. So I decided to deal with "birth" and "death" in this paper, leaving the other two chapters published in the other university journal.

I have started my research in the field of life and death studies by grouping waka since Manyo era into four categories according to the inevitabilities in human life. Now I've come to deal with amateur writings put in tanka and haiku columns in newspapers. In this way, I am planning to bring out the essence of Japanese view of life and death.

First, on poetry regarding "aging". Since ancient times in Japan, aging was not necessarily considered something to hate and avoid, but a path to deeper understanding of the meaning of life, as evidenced by the writings by Zeami. In his *Hushikadenn*, Zeami portrayed the beauty of arts through the performer's aging process. He described the natural beauty embodied in teenage performers as "Jibun no Hana" and their maturing beauty as "Makoo no Hana". But he does not end there. On top of it he saw the ultimate beauty in a wilting flower, the beauty that transcended the natural limit of performer's skills.

Zeami casted okina in his noh plays. Folk plays found across Japan also have featured okina and ouna that represented the bridge between life and death, this world and the next world.

The poets dealt here that deepened their lives in this way are Kanseki Hashi, Isamu Yoshii, Kanoko Okamoto, Ichinen Somiya and Kosyu Itoh.

Regarding "death", the leading contemporary poet, Mokichi Saito set the model of how Japanese people have accepted their own death. It can be said that his attitude toward aging, disease and death deepened while accompanying his mother through to her death. In addition to that, his understanding of death deepened with the process of ancient community customs...end-of-life care, corpse cleansing, encoffinment, wake, funeral, coffin transport to the crematory and bone picking. As the rituals proceeded, he also proceeded his own process of dying slowly. A harsh but humorous acceptance is poetically portrayed, leaving behind a model of how to face death for us.

In this chapter, I have developed my insights about poems written by Tekkyuu Tsubono, Fumi Saito, Yatsuka Ishihara, Bishuu Origasa, Kasei Murakosi and Kenji Miyazawa.

It goes without saying that the four inevitabilities were for the first time spoken about by Shakyamuni Buddha. The poets referred to in this paper also tried to overcome transience of life in their own way.

# 詩歌の中の生老病死 ―その祖形と変容―

#### はじめに

除く、「老」と「死」を扱うものである。した理由から、研究期間内に別の雑誌に発表された「生」と「病」を本稿は二〇一五年度特別研究の成果論文であるが、末尾に断り書き

しているからである。
しているからである。
しているからである。
のなのだろうか。周知のように、「いのち」の語源は、「息の内」とものなのだろうか。周知のように、「いのち」の語源は、「息の内」とものなのだろうか。周知のように、「いのち」の語源は、「息の内」としているからである。

である。

でがいのち。

はある人の死で消滅するものではなく、元あった所に戻す。

さ受ける」、「元に戻す。

ことであり、「引き継ぐ」ことでもある。従っき受ける」、「元に戻す。

ことであり、「引き戦る」ことは「手元に引底に「いのちの循環」への直観があり、「引き取る」ことは「手元に引ならに、人の死がよく「息を引きとる」と表現されるのも、その根である。

の歌は「いのち感」でこそ味わいとることができるものであろう。者の知性的視点からの「いのち観」ではない。たとえば、宮柊二の次はあくまでポエジー的感性による「いのち感」に置かれ、思想家や学病死」がどのように表現されてきたかを辿っていくが、その際の基点本稿では「いのち」をキーワードに、近代以降の詩歌の中に「生老

溲瓶に己が音をし聞けばしずかなる生命来にけり夜を起きて

(『忘瓦亭の歌』)

詩人の感性は、あくまで自分の心身が何か具体的なものと触れ合い、それを受けとめるとき、「いのち」がはじめて迫り上ってくるとい、それを受けとめるとき、「いのち」がはじめて迫り上ってくるとい、それを受けとめるとき、「いのち」がはじめて迫り上ってくるとら身を起こし、溲瓶にそそがれる自分の尿の音を聞いたとき。つまり、ら身を起こし、溲瓶にそそがれる自分の尿の音を聞いたとき。つまり、ら身を起こし、溲瓶にそそがれる自分の尿の音を聞いたとき。つまり、自に見えない「いのち」とは、実は自分がしたたらす小便の音であり、その色であり、その匂いほかならない。

金 山 秋 男

3

が、彼もいうように、立川昭二からは、死生学研究の過程で多くの示唆を受けてきている

いうより受動的、攻撃的というより親和的といえる。りも、老いや病いあるいは弱さにつながる概念である。能動的ととばである。それらはいずれも若さや健康あるいは強さというよさ」「あたたかさ」「なつかしさ」そして「かなしさ」といったこ「いのち」ということばから思い浮ぶのは「もろさ」「やわらか

(『いのちの文化史』25ページ)

語する存在といってよいだろう。善詩人とはとかく己れの弱みあるいは世間の弱者の側に寄り添い、発

## 老い ―― 花の猶上の事

#### 超えられない美

私たちが老いを嫌う理由の一つに、若さは美しく老いは醜いという私たちが老いを嫌う理由の一つに、若さは美しく老いは醜いというと、身体の衰えもされる所以である。とかく、人は老いというと、身体の衰えもされる所以である。

が、静かに息をついている。八十三歳にして五十年前をありありと回の座像だが、老いてなおたるみのない、はりつめた日々を送る人間深く刻まれた皺、遠くをみる穏かな眼差し。石川大波が描いた八十歳今、私の前には江戸期の医学者杉田玄白の肖像画のコピーがある。



想して書き上げたのが『蘭学事始』。しかし、その翌年、彼は再び筆をとり、『耄耋独語』という書物を書き、自虐的なまでの冷静な目で、大小便時の不様に至るまで、自分の老残の身を自己解剖してみせるのだ。彼は皺が深くなるほど

えられない美といってよいのではなかろうか。 美は超えられる美。しかし、老いてなお美があるとすれば、それは超醜いかに還元されるだろう。仮に若さは美しいといっても、所詮そのろうか。やはり老いは醜いといえるのか。すべてはその人が美しいかに、ペルソナを削ぎ落とし、その文章は光彩を放ってくるようだ。

に付された次の歌に充分表現されているといえよう。きった。その生きざまは、古稀の祝いのときの戯れの一文「鶴亀の夢」書輪読会にも顔をみせ、終生旺盛な好奇心で八十五年の人生を生き日記によると、彼は雨の日も風の日も往診に出かけ、芝居見物、医

けふの今こそ楽しかりけれ過し世もくる世もおなじ夢なれば

#### 花の萎れたる所

ある。まず、「時分の花」ということばで、若さの美を表現したが、こ能の完成者世阿弥が、芸の美を役者の年齢から論じたことは周知で

明らかだ。

朝らかだ。

明らかだ。

つべし。 しかれば、この萎れたると申すこと、花よりも猶上の事にも申し一方の花を極めたらん人は、萎れたる所をも知る事あるべし。

いうのだ。さらに世阿弥は次のようにいう。うにして磨き上げ、完成に導くが、その完成は本当の完成ではないと木には用がない。要はその花を芸の「形木」(フォルム)にはめ込むよ言うまでもなく、芸事には「花」が不可欠だから、花の咲かない草

なれば、萎れたる風体、かへすがへす大事なりされば、花を極めん事、一大事なるに、その上とも申すべき事

#### 禅の究極

に、たとえば廓庵禅師の「十牛図」がある(次頁参照)。るが、その禅の修道の本質と構造を易しく示唆してくれるものの一つところで、世阿弥の能に大きな影響を与えたとされるものに禅があ

捕えて、牧し、やがて牛と一体となり、その果てに「本来の自己」はここでは、人が、ひとまず「本来の自己」とも目される牛を求め、

は不要である。 なら、第七「忘牛存人」は紛れもなく修道の完成であり、第八図以降なら、第七「忘牛存人」は紛れもなく修道の完成であり、第八図以降第七図までの表層的プロセス。しかし、このように捉えて事足りるの完全に自己化して、牛の姿が図中から消えるというのが、第一図から

第八「人牛倶忘」では、図そのものが、ことごとく空ぜられまでのプロセスとは全く異質な事態が生じていることは明らかである。つまり、ここでは、やっと辿り着いた悟達らしき境位があっさあ番でのプロセスとは全く異質な事態が生じていることは明らかでましてにじるという志向性と手続きそのものが、ことごとく空ぜられまでのプロセスとは全く異質な事態が生じていることは明らかでないる。

で示された禅仏教の眼目である。

で示された禅仏教の眼目である。

で示された禅仏教の眼目である。

で示された禅仏教の眼目である。

在に気づかなかったのだ。
在に気づかなかったのだ。
をして、さらに重要なことに、第八で図がことごとく消去されて図である。第八に至るまで、図示された意味のみを追いかけてい柄そのものが、すべて地の中での出来事であったということが覚知さじめて地=円相が顕在化するばかりか、そもそもそれまで示された図じめて地=円相が顕在化するばかりか、そもそもそれまで示されては

てみられるならば、第一図尋牛から始まった自己探求の歩みもいわゆこのように第一から第七まですべて一円相の真実世界の出来事とし

第二見跡

第三見牛



第六騎牛帰家



第七忘牛存人



第八人牛俱忘





第九返本還源



第四得牛

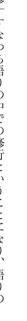
第五牧牛



第十入鄽垂手



(上田閑照『十牛図』からの借用



あったのである」ということだ。 で表されるものではなく、表すとすれば、円相でこそ表されるもので もいうように、「求められていた真の自己ははじめから、実は牛の姿 中で悟りが求められていたにすぎない、ということになる。上田閑照 る「証上の修」すなわち悟りの中での修行ということになり、悟りの

透過的であり、もはや図柄やその意味にとらわれることはない。 復活とみえる第九・十の境位は、図と地、すなわち色と空とが互いに いずれにせよ、一旦地の存在に気づいた修道者の眼には、 一見図の

> ほかならない。 住すれば、図柄や意味にとらわれた自己満足の世界にとどまることに 花」への修道は、「十牛図」でいえば、第七図で完成するが、そこに安 さて、世阿弥の 『風姿花伝』に話を戻せば、「時分の花」から「真の

こそ、世阿弥にとっては「翁」で表現されるものであったことは間違 である。そして、その「花よりも猶上の事」である「萎れたる風体 分の花」や芸道の極地ともいうべき「真の花」よりも面白いというの 世阿弥は、「花の萎れたる所」こそ、今を盛りと咲き誇っている「時 ように語っている

俗学的には、日本のカミガミはもと老人の姿であったという。その結果、翁面がご神体として各地の神社で祀られていくのだが、民いないだろう。「翁」が能楽において神聖視されてきたことは周知で、

ワラベ(童)に還っていくのだ。世阿弥の作品に有名な「高砂」があるが、そこに登場する尉と姥こ世阿弥の作品に有名な「高砂」があるが、そこに登場する尉と姥こ

れたる風体」を形象化したものといってよいだろう。哀しみが加わってくる。おそらく尉こそ『風姿花伝』にいう「花の萎非なる尉が現われ、その表情も人間的完成の穏やかさを超えて怖さや世阿弥の能楽には、そのような民間芸能に登場するオキナとは似て

#### 老いを超える

れを体現しているかにみえる橋閒石から。い微光を放つ「花の萎れたる風体」が生きているように思われる。そは今も残り、以上述べてきたような、老いてなお、若さに増して妖しすることはできないが、古来日本人が培ってきた人間的完成の理想像無論、芸道における老いと現実生活の中で迎える老いを安易に同定

体内も枯山水の微光かな

(『微光』)

♂集『微光』に収められた閒石八十九歳の句だが、彼はその「あと

節目にさしかかってきたことは確かである。しむ折りもある。いずれにしても今また一つの、おそらく最後のも句も共々に、不思議としづかな明るさの、幽かなおもむきを楽になった。もとよりそれを嘆くいわれはない。むしろしばしば身ごすがに近頃は、忍びよる老いの影の足早なのを意識するよう

また、吉井勇の次の歌も同様な境地から発せられている。を超え「魂の風景」ともいうべきものが現出しているさまには、体や心う句も収められており、老いるということは、これまで生きてきたプロセスを含み込んで、死に馴れ親しんでいくトポスだが、ここでは死を暗示する「雪山」に頬ずりして老いていこうというのだ。を暗示する「雪山」に頬ずりして老いているさまには、体や心を暗示する「雪山」に頬ずりして老いているさまには、体や心というなる「雪山」に乗がりませい。

**しづかなる老に入らまし** 年ひとつ加ふることも楽しみとして

境を歌人は「老境かな」と一文で次のように語っている。「花の萎れたる風体」の境地が可能となったとみていいだろう。その心分の花」を真に生きた吉井勇にしてはじめて、この歌に現成しているが真の老年期を知るであろう」と述べているが、「青春」すなわち「時歌集に寄せた佐藤春夫は文庫本解説で「真に青春を生きた者ばかり

の今日となっては、身魂とも清浄である。私の胸の蓮華は、いつ老境といふものの楽しさを、身にしみじみと感じている。老境

たかと思ふと限りなく楽しい。 (『日本随筆選集 老い』)る。(中略) 老境なるかな、老境なるかな、やっとここまで到達しまでもしぼむことなく、ながく開きつづけてゆくやうな気がす

れていくのである。ちの残照の中に立つとき、老病死は一体となって次のような歌が生まちの残照の中に立つとき、老病死は一体となって次のような歌が生まこの直前に吉井は大病をしているが、死線を超えて改めて己がいの

命のごときあたたかきもの目閉づれば瞼に触るるもののあり

蛍火のかそけきを見てほのかにも

月光菩薩思ふしづけさ(共に『人間経』)

体抄』の末尾に置かれたよく知られた歌は次のようなものだ。
 単に男女の差を越えて、年齢の差も無視できないが、彼女の小説『老るのだろうか。五十一歳で亡くなった作家岡本かの子と閒石や勇では同じ体内の残光でも、男性と女性では、その様相に相当な差異があ

年々にわが悲しみは深くして

いよよ華やぐいのちなりけり

性はヒタヒタと押しよせる老いの波を感じているのだろうか。娘時代老いを忘れて、まだ現役の階段を登りつめようとしている年齢で、女抜いてきた人ほど、己れの老に敏感なようである。男性が、迫り来るとかく女性の方が成熟も老化も早いといわれるが、女を充全と生き

じないわけにはいかない。 謝野晶子の次の歌からも、女性にとっての時間の不可逆性の意識を感に別れを告げ、老いの時間を刻み始めている自分を意識している、与

二十のこころひろごりて行くしろがねと緑をうらに表にし

(『春泥集』)

は、寂滅と絢爛のせめぎ合う不思議な光を放つ老境を呈示している。若さの緑を表にしながらも、しぶい銀をしのばせているのは、単に晶子もそうだが、かの子の先の歌にも、人生の終末にさしかかった晶子もそうだが、かの子の先の歌にも、人生の終末にさしかかった晶子もそうだが、かの子の先の歌にも、人生の終末にさしかかった。しないるといってよいだろう。女性としての末期を意識したこの歌出しているといってよいだろう。女性としての末期を意識したこの歌出しているといってよいだろう。女性としての末期を意識したこの歌出しているといってよいだろう。女性としての末期を意識したこの歌と表情を見いている。

廃業に追い込まれる。 蔵にして、緑内障で右眼を、さらに七十八歳にして左眼を失い、画家 蔵にして、緑内障で右眼を、さらに七十八歳にして左眼を失い、画家 でおりで右眼を、さらに七十八歳にして左眼を失い、画家 でおりでも、同様

れ、記憶の世界で天地自然をも友人たちの記憶をも実に生き生きと呼んなにも強靭な精神活動を営み得た人、端然と自らの運命を受け入大岡信もいうように「この高齢で、しかもこれほどの悪条件下に、こい三十一文字を始めた」という彼が短歌を始めたのは八十四歳の頃。い三十一文字を始めた」という彼が短歌を始めたのは八十四歳の頃。しかし、失明後、「残り少ない友人たちへ、ただの挨拶よりも多少としかし、失明後、「残り少ない友人たちへ、ただの挨拶よりも多少と

を持った老人の悲哀など全く感じられないだろう。 よぶ―曾宮一念歌集』解説)。たとえば、次の歌などには、身体に障害吸し続け得た人は、世界中さがしてもまったく稀れであろう」(『雲を

食らうにも恋をするにも眠るにも

日々の命を消すほかになき

(『雁わたる』)

その本領はたとえば次の歌に充分伺うことができる。の自由闊達な諧謔趣味は終生失われることはなかったといってよい。歌」に、昔見た明治後期の狂歌の誌名から「へなぶり」と名づけ、そ歌」と題された『雁わたる』の中の歌だが、彼は自分の「素人短

願わくは落葉に埋もれわれ死なん

霜月半凩のころ

銀杏散る林の土にわが柩

埋めてもらえる秋に死にたし

(共に同右

いってよい。

妻老いて若きにましていとしきに

口うとくなり手も足も目も

(同右)

訳ではない。老いも病いも死も、それぞれその人が生きて来たようにはるかに多いことも事実だろう。無論そのような老い方をしても悪いられた老いを超克した詩歌たちよりも、老いの悲惨を嘆く作品の方が以上、詩歌に表わされた「老い」の諸相をみて来たが、ここに掲げ

受け入れざるを得ないからだ。

てきたといってよいだろう。て、己れをその摂理に合わせるように、諦念と受容の姿勢で受け入れ人は日本人なりに、神道の生命循環思想や仏教の無常観を基礎にししかし、なんぴとも拒否することのできない老いに対しても、日本

な断念が生きているといってよいだろう。むしろそのようなしたたかな感覚だ。伊藤篁秋の次の歌にも、積極的を味わい尽そうではないか。古来、日本人の中に息づいてきたのは、所詮避けられない老いなら、せめて死が到来するまで、老いや病い

一生を一夢と言へど七十路に

見残る夢のまだまだあるかな

(『玄幻帖』)

仕事を続けた人々には必ずそのような輝きがあり、同時にそこに、先上ってくる個性的で創造的なものであるだろう。最期までそのようなかなかった感動や発見に伴うものであり、真に自分の内面から湧きのではないだろう。ささやかなものであれ、壮年期までには想像もつのではないだろう。ささやかなものであれ、壮年期までには想像もつ子供をエリート校に入れるとかいう、所有や競争の原理にかかわるも七十歳以降で見る夢は、己れの出世とか、マイホームを建てるとか、

も、難しくないはずだ。 に世阿弥や玄白に見てきたような、超えられない老いの美を見出すの

# 死 ― 人はアナログ的に死ぬ

#### 迫り来る死

老と死の影が深まっていく。次は昭和二十二年、六十四歳の作品。死を見据えた作品が多い。特に、戦後六十代半ばを迎えた後の歌には、七十五年の人生を、歌と共に走り抜けた斎藤茂吉には、己れの老病

老いし歯の痛みゆるみしさ夜ふけは

何という心のしづかさ

(『白き山』)

な歌が生まれる。らの解放を求める願望に発するものであり、翌二十三年には次のようらの解放を求める願望に発するものであり、翌二十三年には次のようはない。「心のしづかさ」というのも、むしろ煩悩が強すぎて、そこかしかし、老いを自覚したからといって、彼は一気に枯れていくのでしかし、老いを自覚したからといって、彼は一気に枯れていくので

年老いて心たひらかにありなむを

能はぬかなや命いきむため

(『つきかげ』)

られてくるのは。自殺を止めた川田への返書の一節が面白い。そのような折である。「老いらくの恋」で有名な川田順から遺書が送

レンアイも切実な問題だがやるならおもひきってやりなさい。

るまでやりなさい。 一体大兄はまだ交合がうまく出来るのか。出来るなら出来なくな

た二十六年には相矛盾するような次の二歌がある。れることのない性への妄執が表出されることがある。文化勲章を受けはしばしば欲望することを欲望する」というが、ときに老いてなお涸老人はそれまで身にまとっていたペルソナを捨てるという。「老人

わが色欲いまだ微かに残るころ

渋谷の駅にさしかかりけり

(同右)

たもちながらにわれ暁に臥す朦朧としたる意識を辛うじて

同右

ことであったといっていいだろう。は、老いてなお体内にくすぶる性への情念を掻き立て、かつ洗い流すていった時期にして右の第一歌である。茂吉にとって、作歌の効用とその前年には左半身に麻痺がきて、しかもボケも始まり急速に衰え

を全うできることを、私たちに言い遺した歌だ。徹底的に自覚し、死を常に予感して生きてきた者にしてはじめて、生しかし、最後の歌集『つきかげ』末尾の歌は、次のように、老いを

われもおのづからきはまるらしもいつしかも日がしづみゆきうつせみの

(同右

「日」以外、すべてが平仮名でつづられたこの歌は、すべてを捨て

切った明澄なる意識から生まれたものだ。

#### 母の死に寄り添う

各種の葬送儀礼もそのテンポに合わせたものだ。ちの、その死との和解のプロセスに合わせるようにゆっくり推移し、的に死んでいくのだ。生と死の境界は、現代の医療現場での死のよう的に死んでいくのだ。生と死の境界は、現代の医療現場での死のようと、アナログをあるう。ここでも、看取る人々の中で逝く者はゆっくりと、アナログを種の葬送儀礼もそのテンポに合わせたものだ。

ころから明確なかたちをとる。『赤光』に収められた有名な作品、茂吉の死との和解は、目前に迫り来る母の死に徹底して寄り添うと

遠田のかはづ天に聞ゆる死に近き母に添寝のしんしんと

も次のようにいう。 気を深めていくのだ。それは自然と自己すなわち、 声が高まれば高まるほど、死が「しんしんと」その静寂=涅槃の雰囲 くの田圃でここを先途と鳴きしきる「かはづ」の声が対比されている。 が伯耆大山中腹で経験した一種の悟りに近い。この心境を、 からの融合ともいうべきもので、 しているかに見える。しかし、「遠田のかはづ天に聞ゆる」ほど、その しい生命力に、母の死に引き込まれそうな己れの不安をあずけようと すでに母の床のまわりには死の気配が漂い、その深い静けさと、 死にゆく母に 「添寝」している茂吉は、 志賀直哉の 『暗夜行路』の時任謙作 今その小動物の猛猛 おのずからとみず 山折哲雄 遠

まま、そこに露出している。

(『日本人の心情』)
まま、そこに露出している。生の昂揚と消滅の意識が未分離のてみれば、自我の重みから解放された感覚といってもいい。そしてみれば、自我の重みから解放された感覚といってもいい。そしてあがたく絡まりあっている。生の昂揚と消滅の意識が未分離の分ちがたく絡まりあっている。生の昂揚と消滅の意識が未分離の分ちがたく絡まりあっている。

(『日本人の心情』)

要は、生死一如、煩悩即涅槃の一時的、部分的顕現といってもよい

## アナログ的な死の儀礼

だろう。

験され、完結するのだ。り移行するものであり、その移り行きも縁者によって見守られ、共体り移行するものであり、その移り行きも縁者によって見守られ、共体やがて、死の訪れ。それも次の歌にみるように、生から死へゆっく

いのち死行くを見たり死ゆくをいのちある人あつまりて我が母の

に生死の境を越えたのかを確認する場である。
に生死の境を越えたのかを確認する場である。
を、ここでは「死にゆくを」が繰り返えされているがり、死者が本当の前に通夜儀礼があるが、それは古代の殯にもつながり、死者が本当の前に通夜儀礼があるが、それは古代の殯にもつながり、死者が本当を、ここでは「死にゆくを」が繰り返えされているように、死に行くと、ここでは「死にゆくを」が繰り返えされているように、死に行く

こうして死は縁者たちに徐々に納得され、受容されて次のように送

葬り道すかんぽの華ほほけつつ

葬り道べに散りにけらずや

(同右

ほかならないからだ。というないないのでは、このでは、このでは、一個に対している。この段階でも遺族にとっては、死者はまだ生の側にい変貌している。この段階でも遺族にとっては、死者はまだ生の側にいず、毎日通ってきたその道も、今日は母を見送る最後の「葬り道」にがならないからだ。

く、死体を焼く火を徹夜で見守ったものである。れた理由のひとつである。その現場からの歌。茂吉の時代は火力が弱で遺族も死者への思いを断ち切らねばならない。それが火葬が要請さしかし、死者は遺骨となって一旦は死に切らねばならず、そのこと

星のゐる夜ぞらのもとに赤赤と

ははそはの母は燃えゆきにけり

同右

に参加している気分になってくる。ろへり」が繰り返えされ、いつしかこの歌を読む者も、その収骨作業いながら、その骨を拾っていく。ここでも先の「死にゆくを」同様「ひやがて翌朝、朝日の中でゆっくりと母の変容を悲しみとともに味わ

のぼるがなかに母をひろへり灰のなかに母をひろへり朝日子の

(同右

れてしまった。死が形を失えば、生もまたその姿を失わざるを得ない。伊丹十三の『お葬式』にみるように、余りにも商業化され、形骸化さいったのだ。無論、今日でも末期の水から収骨に至る習慣はあるが、入れ、それを深く味わいながら、同時にそこで癒され、立ち直って繰り返えしいえば、このような儀礼の中で、人は生死の摂理を受け

#### 死の受容 ――祈り

久も、その母の死を次のように歌っている。それは茂吉に限らず、無数の歌に詠まれてきている。たとえば坪野哲以上、茂吉の歌の中に、深い死の受けとめ方をみてきたが、無論、

いのち細れる母のくちびるうるほさん

井桁に高く雪ふりつもる(『碧巌』

の歌のように祈りである。の雪でうるおすよ。どうか最期の息はやすらかに」と。歌の根源は次降り積もっている。彼の声が聞えてくるではないか、「母さん、唇をこ歌人の母が死にゆく夜、外は井戸のふたを埋めるほどに、雪が深く

母よ母よ息ふとぶととはきたまへ

夜天は炎えて雪零すなり

(同右

魂を実際に視るという視力を与えてきたようだ。らだ。そして、そのような魂の実在への深い信仰が、私たち日本人にい。日本人の死生観はまた豊かな霊魂観や他界観に支えられてきたかい。日本人の想いは、このような一連の儀礼で終るわけではな無論、死者への想いは、このような一連の儀礼で終るわけではな

逢

秋の虚空夜をいだきてつゆ充ちぬ

いづべのあたり魂はゆくらむ

(『ひたくれなゐ』)

きると考えられてきたからだ。ある。いのちは体内に閉じ込められたものでなく、顕幽二界を行来でとに、残された者は肉体を去った者の行方を、心の目で追えるようでとの歌は、長年連れ添った夫を失った時の斎藤史の歌。不思議なこ

の匂いがするというのだ。

うに、涼しくさわやかな別れができるようである。たちにとっては、逝く者への深い想いさえあれば、次の石原八束のよ低下しているが、ことばでいのちを掬い取ることに専念してきた詩人なるほど、現代は儀礼の形骸化のみならず、そのような霊的能力も

目をすゑて涼しき別れかはしけり

(『空の渚

ない別れができたという澄んだ境地が明らかである。い最後の別れを交わした時のものという。「涼しき」の一語に、悔いのこの句は、俳人が父の死の数日前、たがいにじっと見つめあい、深

る。両者には、死と直面し、受容する態度に大差は見られない。られてこそ、その生も全体性を取り戻すことができるということであられてこそ、近く者にせよ、看送る者にせよ、死はじっくりと見守

床で、わずかに動かせる目と唇を夫人が読み取って文字にした句だ。いう難病にみまわれた折笠美秋。人工呼吸器をつけ、声も出ない死の次の句の作者は四十七歳のとき、筋萎縮性側索硬化症(ALS)と

いおれば風匂い生きおれば闇匂い(『死出の衣は』)

美秋だからこそ、愛おしい家族が来れば、その体にまとわりついた風夫妻の三人で病室の窓から虹に見とれた時の作。明日を期待できない来る死を直視する日々が記録されている。この句は、見舞に来た娘と夫妻の涙のにじむ努力から生まれた句集『死出の衣は』には、迫り

句、 句、 の深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次のとの深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次のとの深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次のその深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次のその深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次のその深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次の流に切り、

闇よりも濃い闇が来る燭持てば

(同右

ここにはあくまで悲劇を拒絶し、諧謔に命をかけた一人の俳人がいる。「悟り切った大往生はしたくない」と腹をきめている美秋は、激痛あうともせず、「人生は、やはり最大の作品であろう。テニオハが大頼ろうともせず、「人生は、やはり最大の作品であろう。テニオハが大東」と、ことばだけに残りわずかないのちを託すのだ。彼の句にしばから離脱しているからにほかならない」と腹をきめている美秋は、激痛から離脱しているからにほかならない。日常社会では、あくまで光はから離脱しているからにほかならない。

をさまよってきた俳人の最後に辿り着いた境地。かかり、失明という運命をも生き抜いた村越化石である。数々の死線同様に、死の臨界点から生を観ているのは、若くしてハンセン病に

(『八十八夜』)

にすぎない。その境位を彼は、
折笠美秋同様、一刻一刻を死との背中合わせの生として味わっている彼にとっては、今生きていること自体が僥倖以外の何ものでもなく、彼にとっては、今生きていること自体が僥倖以外の何ものでもなく、すでに「窓」=心は拭き清められ、来たるべき冬=死を待ち迎えるすでに「窓」=心は拭き清められ、来たるべき冬=死を待ち迎える

生きていることに合掌柏餅

柏餅(同右)

は文字通り病苦の連続だったが、それが不思議にも、いつしか肉体の最後に、同様な境地の中で生涯を終えた宮澤賢治の場合。彼の晩年ることの感謝と祈りが込められているのだ。

カタルシスともいうべきものによって乗り越えられてしまう。詩篇

疾中」の一節

ゆふべからねむらず血も出つづけなもんですからがぶがぶ湧いてゐるのですからなとまりませんな

どうも間もなく死にさうですそこらは青くしんしんとして

中略

もう清明が近いのでけれどもなんといい風でせう

きれいな風が来るのですなあんなに青ぞらからもりあがって湧くやうに

(中略)

魂魄なかばからだをはなれたのですかなこんなにのんきで苦しくないのは血がでてゐるにかゝはらず

わたしから見えるのはあなたの方からみたらずいぶんさんたんたるけしきでせうがそれを云へないがひどいです

すきとほった風ばかりですやっぱりきれいな青ぞらと

右の詩は、

死の五年ほど前、ノートに書きつけられたものだが、こ

びへの転換点は、やはり「疾中」の次の詩の一節に明らか。でいのみか、むしろ待ち望むべき喜びですらあったと思える。苦から喜いのみか、むしろ待ち望むべき喜びですらあったと思える。苦から喜いのみか、むしろ待ち望むべき喜びですらあったと思われ、それは「銀の時点で既に賢治の魂は体外離脱が可能だったと思われ、それは「銀の時点で既に賢治の魂は体外離脱が可能だったと思われ、それは「銀の時点で既に賢治の魂は体外離脱が可能だったと思われ、それは「銀

やがて雨はげしくしきるわが疾める左の胸にわが疾める左の胸に

降りて夜明けに至るなれ杉と榊を洗ひつつやがてまばゆきその雨のはじめは熱く暗くして

せ切って、「うれし」い旅立ちの歌である。

せ切って、「うれし」い旅立ちの歌である。

は、悲しみや苦しみの此岸から一歩一歩彼岸浄土への歩みを進める中で、全身の細胞が「まばゆいその雨」で、洗い清められるようなる中で、全身の細胞が「まばゆいその雨」で、洗い清められるようなる中で、全身の細胞が「まばゆいその雨」で、洗い清められるようなこには、悲しみや苦しみの此岸から一歩一歩彼岸浄土への歩みを進めこの詩篇の前半四行と後半四行の、五七律から七五律への転調は、

みのりに棄てばうれしからまし病のゆゑにもくちんいのちなり

のちなら、心から「うれしからまし」といえるものだったのである。に飲み、オキシフルの綿で自分の体を拭き、「ああ、いい気持ちだ」といい、その綿をポロリと落した時に息を引き取ったという。賢治にとっては「病のゆゑ」にいのちは朽ちても、それは深く信ず軽い。

#### おわりに

「生老病死」が「四苦」として仏教の出発点であってみれば、人生に

がある。 は、万象が空しいと感じたときに、逆にふわっと浮び上ってくる価値 と病死」とは「無常」の謂にほかならないが、仏教の一番いい部分に と病死」とは「無常」の解脱の模索でもある。いうまでもなく「生 苦痛や悲哀を観るのは当然だが、同時に、仏教はその「四聖諦」にみ

界との関係のすべての真理をつつんでいる。 是色という転位の弁証法は、次の伊藤左千夫の歌のように、人間と世い流れの中で、ただ悲嘆にくれていたわけではない。色即是空、空即本稿でみた詩人たちも、これまでみてきたように、「無常」の抗い難

寄する命をつくくくと思ふ。寂しさの極みに堪て天地に

(『伊藤左千夫 全歌集』)

ある。
ある。
ある。
ある。

※本稿は、副題にみるように、「生老病死」の全体を扱うべきものだが、集積した材料は厖大なものになり、「生」と「病」については、本研究期間に『明治大学教養論集』の通巻五一○号と五一六号と五二一号に、それぞれ「いのちとことば」「病いの人間学」「°生°の許い、集積した材料は厖大なものになり、「生」と「病」については、

# 大宝田令の復元と『日本書紀』

吉 村 武 彦

A Reconstruction of the Section on the National Administration of Rice Paddies Under the Taiho Code as an Approach to the Ritsuryo State Policy of Land and the *Chronicle of Japan* 

#### Yoshimura Takehiko

The author attempts to reconstruct the Section on the National Administration of Rice Paddies under the Taiho Code (enacted in 701) based on the *Chronicle of Japan*, compiled in 720. When the *Chronicle of Japan* was in the process of being compiled in the 710's, the Taiho Code was in effect, and consequently, some descriptions in the *Chronicle of Japan* were under the influence of the Taiho Code. Yet, researches into the Taiho Code from the standpoint of the *Chronicle of Japan* have not been explored. A reconstruction of the Taiho Code is extremely important because the Taiho Code itself no longer exists, while the Yōrō Code (enacted in 718) is almost fully re-written in the *Ryō-no-gige* 『令義解』 and the *Ryo-no-shūge* 『令集解』, both of which were collections of explanatory notes on the Yōrō Code. While the former was compiled in 833 by the national government, the latter was compiled by Koremure no Naomoto in the late ninth century.

Previously, such a reconstruction has been done referring to the notes in the Section of Ancient Matters, which was an explanatory note on the Taiho Code in the *Ryo-no-shūge*. Some researchers also refer to the *Later Chronicle of Japan*, compiled in 797, to reconstruct the Taiho Code because some of the codes and articles related to the Taiho Code are included.

Among the articles in the *Chronicle of Japan*, codes in the Taiho Code were most frequently referred to in the section on the imperial edicts of the Taika Reforms in 645. Indeed, the *Chronicle of Japan* was compiled so that readers would get the impression that the *ritsuryō* code originated from the Taika Reforms. The author re-examines previous researches, especially by the late Professor Kishi Toshio, on relationships between the imperial edicts of the Taika Reforms and the Taiho Code. The author further clarifies that the national government conducted exhaustive surveys of families and rice paddies in the process of the Taika Reforms in the late seventh century, and also considers some historical factors that necessitated these surveys.

Furthermore, the author calls for the attention to tax on rice paddies under the Section on the National Administration of Rice Paddies. The tax on rice paddies was unique to Japan because in China peasants paid tax in the form of "labor service." In Japan, tax on rice paddies was already evident in the Kiyomihara Code, enacted in 689. The author also examines the origins of this tax on rice paddies in the context of the *Chronicle of Japan*, especially the section on the imperial edicts of the Taika Reforms. Finally, the author points out again that, while only one article defined a code that rice paddies were offered to individuals every six years in the Yōrō Code, the same definitions were codified in two articles in the Taiho Code.

# 大宝田令の復元と『日本書紀

はじめに

老令体制とは区別しなければならない。 (以下、大宝田令と略すことがある)が政治基調である。それ以降の養(大宝二)から七五七年(天平宝字元)まで施行された大宝令の田令(大宝二)から七五七年(天平宝字元)まで施行された大宝令の田令である。律令制国家の土地・農業政策」

ぼって報告することにしたい。 ぼって報告することにしたい。 に初期の律令制国家の土地・農業政策」の研究とは、密接な関係にある。 と「律令制国家の土地・農業政策」の研究とは、密接な関係にある。 本塙においては、研究報告の量的な制約があるため、前者のなかで 本塙においては、研究報告の量的な制約があるため、前者のなかで を「非令制国家の土地・農業政策」の研究とは、密接な関係にある。 と「非令制国家の土地・農業政策」の研究とは、密接な関係にある。 ところが、大宝田令は、そのままの形(原本ないし写本など)では

# 大宝令の田令復元 ―― 研究課題の設定

吉

村

武

彦

#### 日本律令と中国法

教化法となる。一般的にいえば律は刑罰法であり、令は国家機構を運営する行政法・一般的にいえば律は刑罰法であり、令は国家機構を運営する行政法・完成した。この律令法の母法は、中国で発展した体系的な法典である。日本古代の国家的しくみは、律令制国家という枠組みの国家形態で

日本における律令法の継受過程は、六七一年(天智一〇)に施行された「近江令」から始まるという。『日本書紀』に「東宮太皇弟奉宣、れた「近江令」から始まるという。『日本書紀』に「東宮太皇弟奉宣、れ、「律」は編纂されていない(唐律を準用した可能性が強い)。したれ、「律」は編纂されていない(唐律を準用した可能性が強い)。したれ、「律」は編纂されていない(唐律を準用した可能性が強い)。したがって、この時期の注記としては不適切である。近江令は、体系的法がって、この時期の注記としては不適切である。近江令は、体系的法は、大七一年(天智一〇)に施行された「近江令」としては、成立しなかったと思われる。

律令法支配の端緒として、評価できるからである。ていたとすれば、その歴史的意義を十分に評価しなければならない。でいた可能性はある。たとえ単行法令(条例)であっても、実施され「藤氏家伝』には「条例」とみえるので、単行法令のかたちで施行されただし、「冠位法度之事」に関する条文の存在は想定できる。また、

していない。合から考課令)の篇目が記載されている。しかし、条文は一条も残さである。『日本書紀』には、「戸令」と「考仕令」(大宝令も同じ。養老である、『日本書紀』には、「戸令」と「考仕令」(大宝令も同じ。養老で、確実な令の施行は、六八九年(持統三)の浄御原令(二二巻)

東寅年籍が作成されたのである。 東寅年籍が作成されたのである。 大公司に 東寅年籍が作成されたのである。 東寅年籍が作成されたのである。 大公司に 大公司 大公司に 大公司 大公司に 大公司に 大公司に 大公司に 大公司に 大公司に 大公司に 大公司

る編目があり、両者は質的に区別しなければならない。をできる「近江令」に比して、浄御原令には明確に「令」と呼称されて、若干の問題について触れた。紙幅の関係もあり、問題の所在はそれ、若干の問題について触れた。紙幅の関係もあり、問題の所在はそれが、東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題(覚書)」におい近年、浄御原令をめぐっては、種々の議論が交わされている。最近、近年、浄御原令をめぐっては、種々の議論が交わされている。最近、

の模本となったのは、六五一年に編纂された唐の永徽律令である。永ここに日本の古代国家は、律令制国家として完成した。この大宝律令(六巻)が完成した。大宝令の巻数は、浄御原令二二巻の半数である。さて、律令法としては七○一年(大宝元)に大宝令(一一巻)と律

四年(天武一三)一二月、新羅を経由して帰国している。
に第八次遣唐使以前にもたらされた。なお、派遣年時は不明であるは、第七次遣唐使以前にもたらされた。なお、派遣年時は不明であるが、大宝律令の編纂に参加した留学生土師甥と白猪宝然(骨)は六八が、大宝律令の編纂に参加した留学生土師甥と白猪宝然(骨)は六八次、大宝律令の編纂に参加した留学生土師甥と白猪宝然(骨)は六八次の第七次遣唐使いよってもたらされたのであろう。と徽律令は、七世紀後半の遣唐使によってもたらされたのであろう。と

#### 大宝令と養老令

さて、現在残されている令は、養老令である。七一八年(養老二)かさて、現在残されている令は、養老令である。七一八年(養老二)かさて、現在残されている令は、養老令である。七一八年(養老二)かさてプリミティブな社会である。しかし私には、中国と異なる日本的律令制的な法体系の理解がある。しかし私には、中国と異なる日本的律令制的な法体系の理解がある。しかし私には、中国と異なる日本的律令制の法体系の理解がある。しかし私には、中国と異なる日本的律令制のな法体系の理解がある。しかし私には、中国と異なる日本的律令制のな法体系の理解がある。とかし私には、中国と異なる日本的律令制のな法体系の理解がある。とかし私には、中国と異なる日本的律令制のな法体系の内容を持った律令体制の骨組み」となるだろう。中国に比べてプリミティブな社会である日本では、令制の施行にともなう官僚制機構と都づくりが、国家形成において第一義的に重要となるからである。

「古記」が採録されている。したがって、この「古記」から大宝令を復養老令の諸注釈を集成した書物である。この書に、大宝令を注釈した表令の全貌をほぼ知ることができる。『令集解』は、「義解」を含めた表令の全貌をほぼ知ることができる。『令集解』は、「義解」を含めた表令の全貌をほぼ知ることができる。『令集解』は、「義解」を含めたとしては残らず、八三三年(天ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年(天ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年(天ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年(天ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年(天ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年(天ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年(天ところで、大田の本とは、大田の本というないます。

元することになる。

素材が少ないため、大宝律の復元は大宝令以上に困難である。職制律、賊盗律、闘訟律の一部が残存しているにすぎない。復元するだ提示できていない。一方の日本律は、養老律の名例律前半、衛禁律、高禁律、のりした歴史的事由により、大宝令は養老令をもとに復元することにうした歴史的事由により、大宝令は養老令をもとに復元すること

ところが近年、中国浙江省寧波市の天一閣博物館において、北宋天命を参考にして復元されていた。この唐令研究の到達点は、『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』(東京大学出版会)で示されている。中国の方では、唐の永徽律令も、後の開元年間の令(開元七年、二中国の方では、唐の永徽律令も、後の開元年間の令(開元七年、二

による大宝令の条文配列に誤りがあることも明らかになった。いえば、三分の一にあたる。北宋天聖令の出現により、『唐令拾遺補』上・下)。北宋令には、不用(「右令不行」)となった開元二五年令が上・下)。北宋令には、不用(「右令不行」)となった開元二五年令が聖令の一部が発見され、公表された(『天一閣蔵明鈔本天聖令考証』

するかということは、 う問題に直結する。 行している。令のなかでも職員令の施行は、二官八省という官司機構 重視されている。実際の律令法の施行過程においても、 整備を意味する。 が異なっている。 律令法の母国である中国と日本とでは、律と令のもつ社会的意味合 ている。 原理的にいえば、 日本では、 つまり律令法の施行は、 したがって官司を配置する宮都の建設とも、 官僚制機構をどのように設置・運営するかとい 国家的機構を通じて統治する令の方が どのような律令法を構想・施行 宮都のあり方に反映する 令の実施が先

刑法である律の方は、中国の社会的規範をその背景にしている。

律

律の規定は必ずしも十全に機能することはなかった。ながら、日中における伝統的な社会規範に違いがあり、日本社会ではの継受にあたって、日本では中国の刑罰より寛刑にしている。しかし

### 『日本書紀』と大宝令

探し出して復元に活用する。 探し出して復元に活用する。 なれている大宝令注釈書「古記」を利用して条文を復元することになる。それ以外の一般的方法として、大宝令施行期の法令などに含まれされている大宝令注釈書「古記」を利用して条文を復元することになのかたちでは残っていない。そのため基本としては、『令集解』に記すでに述べてきたように、大宝令はそのままの原史料(写本を含む)

籍と大化改新詔」)。

籍と大化改新詔」)。

第と大化改新記」)。

第と大化改新記」)。

第と大化改新記」)。

第と大化改新記」

「造に関連された編纂物であるが、大化改新を律令制支配の起点とするような書きぶりである。その『書紀』改新詔は、かつて岸俊男が指面したように、大宝令による「造作修飾」「潤色」を受けている(「造された書籍がある。『日本書紀』である。『書紀』は、七二〇年(養老された書籍がある。『日本書紀』である。『書紀』は、七二〇年(養老された書籍がある。『日本書紀』である。『書紀』は、七二〇年(養老された書籍がある。『日本書紀』は、七二〇年(

文への部分的な影響なのか、 字によって潤色されていたことになった。このように『書紀』の記載 経緯によって、本来の行政区画名であった「評」字が、大宝令の「郡 は、まちがいなく当時の法令である大宝律令の影響を受けている。 位は、大宝令から「町段歩」制であることがほぼ確定した。 べて「評」であることが明白になった。また、 しかし、地中から出土する木簡は、大宝令施行までの木簡記載には 改新以降の地域行政区分は、 大宝令の潤色といっても、 個々の検討を行なうことが必要となって 『書紀』には 条文全体が影響されているのか、 「郡」と記述されている。 田の面積 (田 こうした 積) の単

いる。

理していけば、次のようになる。個々の法令条文との関係で、大宝令の潤色や影響問題を時系列で整

第一に、六八九年(持統三)以降の浄御原令が実施されてからの記述について。この問題には、浄御原令の構造をどのように理解するかという問題とも関連する。それは別にしても、『書紀』記載の単行法令と沖御原令との関係をどのように理解するか、という難しい問題である。さらに難しいことは、一部の研究者に『書紀』において浄御原令という説もある(大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」)。ただし、今日という説もある(大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」)。ただし、今日という説もある(大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」)。ただし、今日という説もある。

けたのかと、いう問題ともなる。課題である。また、大宝令ないし浄御原令のどちらの令文の潤色を受令が、「近江令」とどのように関係するのかしないのか、これが大きな第二は、浄御原令以前の「近江令」期の法令との関係。そもそも法

るのか、という判断も必要となる。をごとしては、「近江令」以前の法令の扱い。これは第一・第二の課題とも関係する。個々の法令が、浄御原令ないし大宝令からどのよう題とも関係する。個々の法令が、浄御原令ないし大宝令からどのよう

検討しなければならなくなる。ずれも浄御原令から大宝令へという時系列の継承関係を含め、同時にそれを避けるためには、それぞれ具体的に問わなければならない。い以上の問題は、具体的に検討しなければ単なる抽象的議論になる。

# 大化改新詔と「東国国司詔」「諸国への使者派遣

されている。その主文を簡潔に述べれば、されていた。改新詔は、主文四項目と一三の凡条(副文)とから構成化の改新詔は、後に詳しく述べるように、大宝令の条文によって潤色さて、これまでの研究史によれば、『日本書紀』に記載されている大

- (2) 京師を修め、畿内国・郡司などの地域行政組織や兵士・駅制を封」「帛布」を支給すること。 国造・村首の保有する「部曲の民・処々の田荘」を廃止して、「食(1) 天皇等がたてた「子代の民・処々の屯倉」と、臣・連・伴造・
- 設定し、山河を区画とすること。
- 4 旧の賦役をやめて、田調を行なうこと。

戸籍・計帳・班田収授の法を造ること。

(3)

の四項目である。

じ孝徳紀にある 場をとるが、とりあえずは 目されてこなかった。 関係で孝徳紀の「東国国司詔」に注意が払われてきた。ところが、 を含む土地・農業政策や経営拠点の問題が第一項に関係する。ただ の大化改新といえば、改新の詔が主対象とされ、さらに改新の詔との 対象とする。本稿では、改新詔には元の原詔が存在しているという立 し、ここでは大宝田令の復元研究を主眼としたいので、第三項を分析 ところが、従来の研究史で等閑視されてきた問題がある。これまで 研究テーマとの関係でいえば、大宝田令の復元は第三項、 一諸国 への使者派遣」の記事については、それほど注 『書紀』 の分析から始めねばなるまい。 田令条文 同

廷は東国へ使者を派遣し、①「戸籍を作る」、②「田畝を校へる」およ具体的に述べると、「東国国司詔」とは六四五年(大化元)八月、朝

ある。ただし、東北の蝦夷と接する地域には、武器を返却する。び土地の共同利用、③兵器の収公と兵庫における管理とを命じた詔

また、 も関連づけた考察が必要である。 ろが、その後、諸国に派遣された使者の職務に、①武器の管理、 重要な位置を与えて分析していきたい。 の職務と共通するものがある。 大化二年正月是月条)。このように諸国への使者派遣は、「東国国司 止の政策が打ち出されている 山辺・曽布)に派遣された使者の職務にも、①と②は含まれる。 元数を記録する戸口調査と、 この使者派遣の①②の職務は、 「東国国司韶」の史料とともに、 同時に大和六県 (『延喜式』では、 ③土地の兼併や売買 (『書紀』 したがって、 本稿では、 改新詔の③と密接に関係している。 「諸国への使者派遣」 大化元年九月丙寅条・甲申条、 高市・葛木・十市・志紀・ 改新詔の分析にあたって 孝徳紀の三史料群として (賃貸借のこと) 禁 関係史料に ② 民

ら論を始めることにしたい。新詔関係の研究が軽視されてきたので、本稿では改新詔関係の分析かられまで述べてきたように、大宝令の復元にあたっては、『書紀』改

## 一 改新詔と大宝田令

### 改新詔第三項の構成

条書きにする。 る。主文と凡条をあげると次のようになる。わかりやすいように、箇る一章で指摘したように、大宝田令と関係する改新詔は第三項であ

其三曰、初造戸籍・計帳・班田収授之法。

(a) 凡五十戸為里。毎里置長一人。掌按検戸口、課殖農桑、

禁

(b) 凡田長卅歩、広十二歩為段。十段為町。(戸令第一条、為里条)

町租稲廿二束。

(田令第

一条、

田長条

租

稲

東二把

田令の条文をあげている。田収授法の作成を指示したもので、それと関係する凡条として戸令と田収授法の作成を指示したもので、それと関係する凡条として戸令と

木簡 また、関晃は五十戸一里の里制と一段三六○歩・二東二把の制度があ わねばならない しかし、 新の研究』上)。 り、籍帳制度と班田収授制と関連し、大化年間の成立という(『大化改 載した理由は必ずしも説明されていない(『日本古代国家の研究』)。 の転載で主部 る。これまでの研究史では、 具体的には戸令国は第一条の為里条、 (後述)、また町段歩制の成立は大宝令であるので、誤った説とい 現在からみれば、 (主文)だけが原詔に存在したと指摘する。 関説は、改新詔を最大限に生かそうとする説である。 里制の初見史料は六八三年 井上光貞が凡条は令文と同文なので令文 田令らも第一条の田長条であ (天武一二)の しかし、転

収授の六年一班条ないし班田条は副文としては掲げられていない。 を転載した理由を説明できないかぎり、 作成と関連する造戸籍条、 て、 成になっておらず、 る。しかしながら、 このような視点からいえば、 さらに岸俊男は、 機械的な配置説は再考が必要である。 令為里条と田令田長条を掲げた理由を求めねばならない。 主文と関係する条文が引用されている。 改新詔の第二・第四項はそのような条文利用の構 それぞれの令の第一条を機械的に取りあげたとす 計帳作成と関係する造計帳条、そして班 たとえ原詔には何もなかったとして 立論の根拠がないといわねば なお、 主文にみられる戸籍 したがっ

改新詔第三項国と戸令為里条

## ならない。この条文問題は、 改めて第四章で取り扱うことにしたい。

較すれば、 若山谷阻険、 さて、第三項aの戸令為里条は、養老令文では 毎里置長一人。〈掌、検校戸口、課殖農桑、禁察非違、 地遠人稀之処、 随便量置」である。改新詔と養老令を比 凡戸、 催駈賦役〉。 以五十戸為

- 改新詔の「凡五十戸為里」は、養老令では「凡戸以五十戸為里 「戸以」の部分が異なっている
- (2) である)。 農桑、禁察非違 新訂増補国史大系などの活字本では、 催駈賦役」の文字の大きさが違っている 注 掌、 検校戸口、 (細字 課殖
- (3) 改新詔「按検」の注記が、 養老令では「検校」である。

閉門条)、戸令においては「検校」に改訂された。こうした経緯をみる 記 供祭祀条「検校」が、大宝令では「按検」であり、戸令為里条の「古 検」と「検校」の語句問題は、 ら「按検」と判明するからである。この条文のほか、養老令の神祇令 の条文の養老令注記「検校」が、大宝令では『令集解』 文・注記は同じ文字の大きさであり、実は問題にならない。 このなかで2の文字の大きさは、鷹司本・田中本などの写本では本 なお、大宝令・養老令ともに「按検」の条文もあるが(宮衛令開 からは判断できないが、 大宝令では「按検」であった可能性が強 同じ戸令の置坊長条とも関連する。こ の「古記」か (3) 「按

四月是月条 改新詔以外の史料を用いる必要がある。その素材は、『書紀』 白雉三年 それでは(1)の問題は、 「造戸籍。 凡五十戸為里。毎里長一人。凡戸主、 如何であろうか。この問題を考察するには 皆以家長

改新詔は大宝令によって潤色されていることが明確となる。

響が想定されている。 籍作成は、改新詔が出された六四六年 為之。凡戸皆五家相保。一人為長。以相検察」である。この条文の戸 (白雉三)にあたる。 六年後という年次は、 (大化二) より六年後の六五二 戸籍の六年一造制の影

ここで注目したいのは、 引用されている戸令条文の関連語句である。

- 戸令1為里条関係 「凡五十戸為里。 毎里長一人」
- 戸令5戸主条関係 「凡戸主、皆以家長為之」

(1)

置長。以保長催駈耳」とあるので、大宝令にも「置」字があった可能 の「古記」に 老令では「毎里置長一人」のように「置」の字がある。同条『令集解』 十戸為里」とは異なる。 (アは「凡五十戸為里」の語句が改新詔と一致し、養老令「凡戸以五 (ウ) 戸令9五家条関係 「随便量置。謂。廿五戸以上。但不足廿五戸以上者。不 ただし、「毎里長一人」の部分は、改新詔・養 「凡戸皆五家相保。一人為長。以相検察

性が強い。あるいは「置」字が、脱字であったかもしれない

に移りたい。 きない。ここで、この分析をひとまずおいて、 定されるが、厳密にいえば、全体の文章が一致するかどうかは確認で が存在することしかわからない。可能性としては大宝令文も同文と想 イヴは、養老令条文と一致する。 しかし、大宝令との関係では、 『令集解』当該条「古記」から「戸主」の語句、 次の改新詔り項の分析 ゆも「保」の語句 (イ)

## 改新詔第三項しと田令田長条

束〉」であり、 田、長卅歩、広十二歩為段。 十段為町。 改新詔第三項心の田令関係条文とは 段租稲 同文である。 東二把。 十段為町。 町租稲廿二束」である。養老令文は、「凡 「凡田、 〈段租稲 長卅歩、広十二歩為段 一東二把。 町租稲廿二

ことができる。 とが、ほぼ確定できる。また、「古記」所引の慶雲三年九月十日格に、 が確定できるが、問答や引用句の部分は「ほぼ確定」と判断する)。 分もほぼ確定できる(「古記」の注釈で、「謂」以下の文章は大宝令文 方に大過がなければ、 二東」との単位基準からみて、 町租稲廿二束」とあるので、 「十段為町」の語句は見えないが、「段租稲二束二把\_ 田 田租一段。 段租稲 の「古記」問答に 二束 租稲二東二把〈以方五尺為歩。歩之内得米一升〉。 広十二歩為段」 把。 第三項凡条「凡田、 町租稲廿二束」は、ほぼ大宝令文と考える 推定が可能であろう。このような考え 「段租稲」 問。 の語句が大宝令に存在していたこ 田長卅歩。広十二歩為段」とあ 東二把。 長卅歩、広十二歩為段。十 町租稲廿一 と「町租稲廿 一東」の部

いる。田令と異なる注記を除けば、一東半、町租稲十五束〉」をとりあげたい。ここにも田令が引用されて条「自正月至是月、班田既訖。凡田、長卅歩為段。十段為町。〈段租稲次に、前項で検討した白雉三年四月是月条と関係する白雉三年正月

田令田長条関係「凡田、長卅歩為段。十段為町」

法の復原的研究』)、この説は成立しないだろう。
の条文が存在しないという説も出されているが(服部一隆『班田収授班田制に影響された班田記事である。最近、大宝田令には「六年一班」後男「造籍と大化改新詔」も指摘するように、大宝田令の六年一班のとなる。白雉三年に設定された班田は、改新詔から六年後であり、岸

「田六年一班」は、大宝令文としてほぼ確定するとみていい。白雉三記されているからである。この古記問答に記された「籍六年一造」と古記問答に「問。籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班以不」とその理由は、白雉三年条の記事配置のほか、『令集解』田令班田条の

為町。 ことと、注記「〈段租稲 半、町租稲十五束〉」は、 年条は、大宝令六年一班の制度に基づいて書かれたのであろう。 すれば、「(長卅歩) 〈段租稲二東二把、 白雉三年正月条「凡田、 広十二歩 東半、 田長条「凡田、長卅歩、広十二歩為段。十段 町租稲廿二束〉」と関係する。 (為段)」の「広十二歩」が脱落している 町租稲十五束〉」が異なっている。 長卅歩為段。十段為町。 養老令と比較 〈段租稲一 束

であろう。
「広十二歩」の部分については、「省略或は脱落している」(日本古典「広十二歩」の部分については、「省略或は脱落している」(日本古典であろう。

二把。 説である 把。 ある慶雲三年格を参照したことになろう。これが現行法令による修飾 白雉三年条に元から注記があったとすれば、 る可能性はないであろうか。 白雉三年条は、 しかし、岸は一方で『書紀』 町一十五束」となる(『令集解』田令田長条令釈所引慶雲三年格)。 町租稲廿二東」が、慶雲三年九月十日格によって「段租一東五 改新詔とは異なって、 輸租については、 記述の現行法令利用説を説いている。 大宝令以外の法令を参照してい 『書紀』 大宝令の 編纂の現行法令で 「段租稲二束

租法 で行なうこととしたい。 法。 接的には大宝令以前の「租法」を意味する。 関係は、 他方、別の考え方も可能である。慶雲三年九月十日格には、 熟田百代。 田 租 どうであろうか。 の可能性が強い。 租稲三東」と書かれている。 改新詔と白雉三年条との検討は、 この浄御原令時代の租法と白雉三年条 おそらく浄御原令時代の この「令前租法 「令前 は、

値は異なるが、「右件二種租法。束数雖多少。 あるように、実質的にはほぼ同じである。 いずれにせよ、「二東二把」は不成斤の束(大宝令、改新韶)、「一束 は成斤の束(慶雲三年格、 白雉三年条)であり、それぞれの数 輸実猶不異」(古記) ) と

する。 用できることを指摘したい。 と江と一致する改新詔は大宝令文であり、大宝令の復元材料として利 と一致する。岸はすでに、改新詔の凡条は大宝令を基礎に潤色造作さ れたことを指摘している。ここではさらに、白雉三年条の本文
アーウ るが、白雉三年条は基本的に(注記を除く)改新詔と一致し、 このように注記を除いた白雉三年正月条と三月条は、 白雉三年条に言及したので、かえって複雑になったかと思われ 改新詔と一致 大宝令

これは困難な研究課題である。その研究にあたって必要なことは、第 歴史的条件を考察しなければなるまい。第三項の本文と二つの凡条が、 の条文が使われた歴史的条件が存在したかどうかの問題である。 なぜ改新詔に含まれたのか、という大きな問題である。率直にいって、 になぜ改新の詔に大宝令が用いられたかという問題、 このように立論していけば、大宝令文を引用せざるをえないような 第二には特定

理由である。その意味するところは、 中国の州県制や頃畝制とは、名称を異にする日本独自の制度である。 る大化改新詔で行なわれたと仮託したことが、潤色を行なった政治的 用したものであった。こうした大宝令制の施行を、 しかし、 いて言及したことがある。結論的に述べれば、大宝令において郡制 (地域支配) と町段歩制 第一の問題については、すでに「大化改新詔にかんする覚書」にお 実際の歴史は「郡」は「評」、「町段歩」は「代」であった。 「代」は、当時の蕃国=朝貢国である朝鮮半島諸国の制度を利 (田積単位)を導入した。これらは、 蕃国で使われた制度用語を抹消 実は半世紀前にな

> 調することにあった。 日本が大化改新時から独自の制度をもつ小帝国であったことを強

された記事から、 に記された「東国国司の詔」と「諸国への使者派遣」である。 次の第三章では第二の問題に関係する、 その歴史的条件を検討してみたい。それは、 孝徳紀・改新詔以前に配置

#### Ξ 「東国国司の詔」 と「諸国への使者派遣

#### 「東国国司の詔

る。 考えられており、 と思われる。その「東国国司の詔」に関わる記事は、 用語がないからである。現在、「国司」の語は大宝令から使用されたと **「東国国司の詔」というように括弧でくくるのは、当時は** 当時は「惣領」ないし 「使者」 の言葉が用いられた 次の四か所であ 「国司」の

- (1) 大化元年八月庚子条 「拝東国等国司。 仍詔国司等」
- 大化二年三月甲子条 「韶東国々司等
- (4) (3) (2) 同 三月辛巳条「詔東国朝集使等
- 同 八月己酉条(「品部廃止詔」の第四段

そのため四か条として扱うことが妥当である。 前処分」における「朝集之政」は、その「東国国司の詔」と関係する。 が、4 「今発遣国司、并彼国造、可以奉聞。去年付於朝集之政者、 これまでの研究史では、 (1)~(3)が「東国国司の詔」と呼ばれている 随

東国に限定した詔と考える見方が正しい。しかも、 地域を想定する見解もあるが、井上光貞・関晃らの研究によって、 なお、(1~3)に「東国等国司」など「等」の字があるので、東国外 次項で検討する語

国」とで全国を対象とすることになる(後述)。 むと考えると地域が重複してしまう。そうではなく、 「諸国への使者派遣」の 「諸国」を配慮すると、 東国外の地域を含 「東国」と「諸

令の内容と関係する事項は、 この「東国国司の詔」における、改新詔第三項に記された戸令・ 次のようになる。

田

所、

戸令関係は

だけである。

「皆作戸籍

田令関係では

「校田畝。 其薗池水陸之利、 与百姓俱

(2) なし

(3) 賜群臣及伴造等。(又於脱籍寺、入田与山)」 「宜罷官司処々屯田、 及吉備嶋皇祖母処々貸稲。 以其屯田、 班

(4)於田、 「以収数田、均給於民。勿生彼我。凡給田者、 每五十戸一人。宜観国々壃堺、或書或図、持来奉示。国県之 来時将定)。 必先於近。 国々可築堤地、 如此奉宣。 (凡調賦者、 可穿溝所、 可収男身之調。 可墾田間、 其百姓家、 均給使造 凡仕丁 近接

当聞解此所宣

の三か条である。

なお、「東国国司」とともに発遣された倭(大和)六県の使者への詔

(5) 「宜造戸籍、 并校田畝 〈謂検覈墾田頃畝及民戸口年紀〉」

と記載されている

とみえるように校出田 これらの条文によると、 がある。そのなかで後者の校田には、 (収数田)をともない、その田地を百姓に支給 戸籍の作成 (作戸籍) (4) (3) 「以収数田、 と田畝の検校 均給於民 (校田

> が出されている。 水陸の利用については、「其薗池水陸之利、 百姓との共同利用を指示している。そして、「国々可築堤地、 している(「凡給田者、其百姓家、近接於田、 可墾田間、 均給使造」というように、 地域の開墾を奨励する内容 与百姓倶」というように、 必先於近」)。また、薗池 可穿溝

うな性格をもつ語句で、養老令文と一致するものはない。各項目別に とりあげると、 たいへん注目すべきことに、これらの記述において、令文と同じよ

「作(造) 戸籍」――「凡戸籍、 六年一造」 (造戸籍条

「校田畝\_ 対応条文なし

「其薗池水陸之利、 与百姓俱」 「山川藪沢之利、 公私共之\_

(雑令国内条)

d

「以収数田、均給於民」——

対応条文なし

応収田」、還公田条「凡応還公田。 (関係語句を含む参考条文として、大宝令以身死応収田条「以身死 皆令主自量。 為一段退」)

務従便近」(田令従便近条 「凡給田者、其百姓家、近接於田、必先於近」 「凡給口分田、

f 出」(賦役令調絹絁条 「凡調賦者、 可収男身之調」 凡調絹絁糸綿布、 並随郷土所

役令仕丁条 「凡仕丁者、毎五十戸一人」—— 「凡仕丁者、毎五十戸二人」

となる。

ように考えたらいいだろうか。 同じ趣旨の条文もあるが、 る。 このなかで、gだけは構文が令文と一致するが、 厳密にいえば、gを除く各語句の思想は、 令文とは異なっている。この問題は、どの cとeのように令文と 仕丁の人数が異な

られ」たとは考えられないからである。 完が進展して、井上が言うように「改新の際の諸詔勅は宣命体で草せっ井上の見解をそのまま採用することが困難である。日本語表記の研摘した。今日の研究水準でいえば、「ウル・テキストのおもかげ」といった。今日の研究がである。(『日本古代国家の研究』)と指ったとは考えられないからである。

仮借 ず、改新詔とは大きな懸隔があった。この差異は、 関連史料群には、令文の直接的影響は一部を除き基本的には認められ せかけようとしたのであろうか。いずれにせよ、「東国国司の詔」の 派遣」は改新の詔との間に違いがあり、 記が可能であるという具体的な史料はなく、漢文ないし和歌のような 派遣」の分析に移りたい。 籍の作成と田畝の検校があったことが判明する。次に、「諸国への使者 手法がとられなかったことである。「東国国司の詔」・「諸国への使者 は、「東国国司の詔」は改新詔のように、律令条文で修飾するような の表現世界』、犬飼隆『木簡から探る和歌の起源』)。確かに言えること 以上の検討によって、「東国国司の詔」に記された基本任務には、戸 七世紀中葉の時点において、詔勅の発布における、 (漢字仮名)の表記でしかありえないだろう(稲岡耕二『人麻呂 宣命体のような体裁で古く見 きわめて大きい。 宣命体による表

### 諸国への使者派遣

ここでは、諸国に派遣された使者の問題を考える。その条文とは、

- 一大化元年九月丙寅条「遣使者於諸国」
- (2) 同 九月甲申条「遣使者於諸国」
- である。この三か条は、(1/2)が「遣使者於諸国」という定型句、(3) 大化二年正月是月条「遣使者、詔郡国」

そし

と対応する。

かったので、全文を掲げて検討したい。「東国国司の詔」に比べれば、これまで必ずしも十分に検討されてこな格を有している。また、令文と同文ないし類似の語句はみられない。て③が類似の「遣使者、詔郡国」の形で発せられており、共通した性

方国、集種々兵器〉」 「遣使者於諸国、治兵。〈或本云、従六月至于九月、遣使者於四

(2)

(1)

- 万頃田。 勿妄作主、 分割水陸、 上益下。節以制度、不傷財。不害民。方今、百姓猶乏。 然後分進。修治宮殿、築造園陵、各率己民、 又

  ウ割国県山海・林野・池田、 標代民、垂名於後。 供其臣連等・伴造国造、各置已民、恣情駈使。 「遣使者於諸国、録民元数。 或者全無容針少地。 兼并劣弱。 以為私地、 売与百姓、 百姓大悦 進調賦時、 仍詔曰、 以為己財、 年索其価。 自古以降、 其臣連伴造等、 争戦不已。 従今以後、 随事而作。 ア毎天皇時、 或者兼并数 先自収斂 不得売地 而有勢者、 易曰、損
- 垂名於後」 理を除くと、②の大化元年九月甲申詔が重要である。この詔の趣旨は 置己民、恣情駈使」が「大小所領人衆」である。ここでは「天皇」と 大化元年八月庚子条の「東国国司の詔」 と思想的に通じる箇所がある。 そして第三に②土地の兼併や賃貸借を禁止する政策がある。 武器の管理、第二に②にみられる「民元数」の記録という人口調査 国家」、そして「臣連等・伴造国造」が 両者を比較すれば、 すでに述べたように、その職務には、第一に(1)3)にみられるように (3)云、壊難波狭屋部邑子代屯倉、 「天皇御子代離宮。遣使者、詔郡国修営兵庫。 が、 「国家所有公民」、そして公 百姓支配に関してはア 而起行宮〉」 「大小所領人衆」 「其臣連等・伴造国造、各 「毎天皇時、 蝦夷親附。 の一大小 置標代民、 〈或本

ほぼ共通する。 れていない。しかしながら、 野・池田」と「薗池水陸」とが対応関係にあるだろう。 れているので、山尾幸久は 7の詔\_ 復元を目的にしているので、 さて、「諸国への使者派遣」は、 与百姓倶」である。それぞれ細部の表記は異なるが、「山海・林 !の兼併や賃貸借禁止策という土地政策が出されている。 「東国国 の史料批判』)。 にみられる戸口調査とは共通するが、「校田畝」のことは書か 或者兼并数万頃田。 土地に対してはウ このように考えることが可能であれば、 「校田に関連する」と捉えている(『「大化 「割国県山海・林野・ 土地政策の面では類似の政策が打ち出さ 或者全無容針少地」 違いの指摘だけに留めておきたい。 「民元数」を記すという人口調査と、 池 が、 闰 「其薗池水陸之 本稿は大宝令 以為己財、 両者は 争

#### 東国と「諸国

係するので、 みる考え方もある。 まだこの時期は であろうか。 れでは、この東国と「諸国」との関係は、どのように捉えるべきなの 範囲に含まれているとみていいだろう。しかも、 東国国司 7の韶 なお、 同 一方向の施策と考えられる。 郡 が、 (2)の詔の中に「国県」とあり、 ③大化二年正月是月条には「郡国」とみえるが 東国を対象にしていることはすでに述べた。 の行政単位はない。 中国的な (1)の「治兵」と関 これらは 「郡国」 の修飾と 諸国 そ

記がない。このように 全集」と称する) 東国へ 従来の研究史をみれば、 「国司」、 諸 国 の範囲は不詳」と記すが、 が、大化元年九月甲申条の「諸国」 倭国の六県に 『書紀』の注釈書にも、必ずしも掘り下げた注 『新編日本古典文学全集』 「使」を遣わした後、 『日本古典文学大系』 以下、 の頭注として 諸国 「新編古典 「使者

釈があるわけではない。

域を、 説もある」(『新編古典全集』)という注釈もある。 る。それはともかく、ここで注目したいのは「四方国」 とになる。 月より九月に至る」である。別伝では、乙巳の変にかぎりなく近づくこ が依拠した史料のほか、別系統の「或本」が存在したことがわかる。こ 種々兵器」である。大化元年九月条を編纂するにあたって、『書紀』本文 年九月丙寅条の注記「或本云、従六月至于九月、遣使者於四方国、 囲は不詳」とする説が存在する。必ずしも一致した学説ではない。 な「使者」の一部分なのである」(前掲書三五八頁) と指摘する。 の別伝と本文の違いは、本文が「九月」であるのに対し、別伝では「六 し、事実としては『新編古典全集』に記されているように、「諸国の い」と述べ、先の(1)~(3)の史料をあげる。 は、全国的・一般的に派遣されたこと、学説史上これには異論を見な 般的だが、令制以前に王権が直接支配する地 この「東国」と「諸国」を考える素材が、実は存在する。 その解釈として、「諸方の国々、すなわち日本全国のこととするのが そうしたなか、 ほぼ東西南北の四地域に区分して あるいは、 山尾幸久は 「治兵」と「集種々兵器」との微妙な違いもあ 「東国国司と共通する任務をもった国 『四方の国』と称したとする そして、「東国国司は全国 (後の畿内) はたして日本全国 の記述である。 以外の地 (1)大化元 か

をなみに「五部」とは、上・前・中・下・後部であり、「五方」は東・と「四方国」という制度を受けついだのだろう(『日本の古代国家』)。属、の制度に影響を受けている。倭国は百済をモデルにして、「畿内」方」によって分割、③五方には「郡」がおかれ「一方」に一○郡が所方」によって特成、②畿外地方は「五王都周辺は畿内と呼ばれ、「五部」によって構成、②畿外地方は「五日母田正が指摘するように、この時期の四方国は、百済における①

畿外地域か、どちらの説がいいのだろうか。

史料をあげてみよう。

中科をあげてみよう。

「移東部」「西部人」などの語句があり、南部・北部・東部・西部の名様述するように、東方の「東」は四方国に含まれるからである。畿内後述するように、東方の「東」は四方国に含まれるからである。畿内と四方国に区分されるのは、確かに百済の影響の可能性がある。農門を政方と四方国に区分されるのは、確かに百済の影響の可能性がある。農門を政方との方式を表表している。

に宣告することであるが、畿内と対比して「其の四方諸国の国造等に に用いられているが、「清廉き使者を差して、畿内に告へ」は 比がみられる。「畿内より始めて、四方国に及る」は、明白に畿内と 独で用いられていても、「畿内」からは区別されている。 も、善き使を択びて、詔の依に催し勤めしむべし」というように、「四 諸国々造等、 方諸国」へも使者(善使) [方国の領域が異なっていることを示している。また、それぞれ単独 孝徳紀における大化二年三月甲申条「凡始畿内、 早務営田。 宜択善使、 不合使喫美物与酒。 依詔催勤\_ が遣わされている。つまり、「四方国」が単 宜差清廉使者、 には、「畿内」と「四方国」 告於畿内。 及四方国、 当農作 「畿内 其四方 の対

り、必ずしも「四方国」は全国のことを意味しない。ることになる。「四方国」に対して、使者を派遣したのであろう。つま本」には「四方国」しか出てこないが、含意として畿内が除かれていこうした考え方に大過がなければ、大化元年九月丙寅条所引の「或

は、

「関題は、「東国」の扱いである。東国については、すでに「都と夷(ひ)の現は、「東国の調」とヤマト王権「などの論文で考察を加えてきな)・東国」・「『東国の調』とヤマト王権」などの論文で考察を加えてき

東国。 四方、 弄槍、 也。 天皇、 各宜夢。朕以夢占之」。二皇子、於是、被命、浄沐而祈寐 会明、 勅豊城命・活目尊曰、「汝等二子、慈愛共斉。 逐食粟雀」。則天皇相夢、 八廻擊刀」。弟活目尊以夢辞奏言、「自登御諸山之嶺、 弟是悉臨四方。 兄豊城命以夢辞奏于天皇曰、「自登御諸山向東、 宜継朕位」。 謂二子曰、 「兄則一片向東。 不知、 曷為嗣 而八廻 各得夢

子の夢見で判断するという内容である。と記載されている。この条文は、崇神天皇が後継者を決めるため、皇

遣す。武渟川別をもて東海に遣す。吉備津彦をもて西道に遣す。丹波という夢。一方、弟の活目尊は「自ら御諸山の嶺に登りて、所がいう話である。ここには東国統治させ、四方に臨んだ弟を後継者としたと東方に向いた兄に東国を統治させ、四方に臨んだ弟を後継者としたと東方に向いた兄に東国を統治させ、四方に臨んだ弟を後継者としたと東方の国だけが特別に扱われている。それが「アヅマの国」である。一方、崇神十年七月条で、「其れ群卿を選びて、四方に遣して、朕がの国だけが特別に扱われている。それが「アヅマの国」である。一方、崇神十年七月条で、「其れ群卿を選びて、四方に遣して、朕がの国だけが特別に扱われている。それが「アヅマの国」である。

へ遣わされた使者と同じような任務を担っていたのである。
は、特別に派遣されたと考えて良いのではなかろうか。そして、諸国で東国が特別扱いされていたと考える方がいいだろう。「東国国司」このように考えていけば、四方国のなかに東国が含まれ、そのなか使者を派遣する。ここの四方には東海が含まれている。

道主命をもて丹波に遣す」というように、北陸・東海・西道・丹波に

## 戸口調査と校田の歴史的条件

『書紀』において、東国への使者派遣は大化元年八月庚子条、諸国

ぞれの意図を捉えることは可能となる。 成」と「田畝検校 遣の目的は、 前である。 は大化元年九月丙寅条と同甲申条であり、 『書紀』の時系列では整合性がとれる。東国と諸国への使者派 改新詔が令文を引用して、 「戸籍作成 の一般的基準を示すのが改新の詔とすれば、 (戸口調査)と田畝の検校」である。「戸籍作 何らかの基準を示しているとす 大化二年正月の改新詔以 それ

容

て、

得る条件はない。それはその通りである」と指摘する。そして、「な 二説を引用するかたちで「六四〇年代に一般的な造籍・校田などなし などを移動させて理解するという手法を採用する。こうした「史料批 し得る条件」と確認できる時期として、天智朝や天武朝に検討する詔 歴史的条件が存在しているかどうかであろう。 そこで問題となるのは、 の方法は、客観的な基準に充たされているだろうか 「戸籍作成 (戸口調査)」や「田畝の検校 山尾幸久は、 門脇禎

はなく、 史料をともなっておらず、 も見ることができる。 施行時期に関して、「その間隔は、 '能性であり、 類似のこととして、「東国国司の詔」の(1)~(3)の時期や鐘匱制度の .題にしたいのは、「なし得る条件はない」という判断が、 実は数年が横たわっているのではあるまいか」という箇所に 根拠になる史料が提示されているわけではない。 確かにその可能性は皆無ではないが、 主観的な判断になっていることである。 「孝徳紀」 が編成する如き数箇月で あくまで 具体的 ま な

指摘どおりなので、 批判として、改新否定論者が多く用いる手法である。 料批判」の方法である。 体を対象にする論考ではなく、 こうした史料操作は、 この程度で留めておきたい。 石上英一が 研究史上では原秀三郎が採用し、 史料編年再構成手法の問題点は石上の 「史料編年再構成手法」と呼ぶ「史 本稿は改新詔全 大化改新詔

私はかつて「律令制的班田制の歴史的前提について」の論文におい

える。 なく、 石母田 断言できる研究状況ではない。 地編成にかかわる諸権限を国造=在地首長層が有していた可能性は高 史が私説に対し、「国造制の段階で、律令班田制の前提となるような田 史論』)を前提にして、提起した見解である。ただし、直接的な史料 る部分的な編戸制という新しい支配方式の研究(『日本古代国家成立 徴税権、 い」と肯定的に評価している。 (『日本の古代国家』) をふまえ、さらに吉田晶による国造制におけ 国造制の時期における「校田・班田」を想定した。この見解は、 関連史料から想定した問題提起の域をでない。 正によって提起された、 ③行政権としての「勧農」、 『書紀』にも、 いちがいに「なし得る条件はない」と ①裁判権または刑罰権、 4祭祀権という国造制支配の内 いくつかの関連事項がみ 最近では小口 (2)軍役を含む

条)。 者 管理する田地の農耕に従事する耕作民を、まず田部 猪屯倉を設置した。 た(欽明三十年正月条)。そして、籍を定めて田戸に編成した が多くなったので、 屯倉に対する戸口調査がある。 「戸籍作成(戸口調査)」の問題では、 に編成した。 しかし、 白猪屯倉とは農業経営の拠点である。 あらためて田部の丁籍 十数年がたち、 大臣である蘇我稲目が吉備に行き、 『書紀』 籍 (成人の名簿) (名簿) 欽明紀における白猪 (部民の農業従 に載らない成 を調査させ この屯倉 同四 白

代王権と列島社会』)。 海における物資輸送の重要拠点であった 館の施設があった児島に屯倉を設置して港湾施設も整備した。 倉に行って、 敏達三年 (五七四) 田地と田部を増加させた記事もある。 条では、 馬子 (稲目の子) (狩野久『発掘文字が語る が大臣として白猪屯 吉備には、 瀬戸内 津と客

このように蘇我氏は、 屯倉の農業経営を効率的に運用し、 ヤマト王

新たに組織化した田戸は、 を使って各人から公租公課(租税)を負担させるような仕組みである。 権の財政基盤を拡大・強化した。その具体的方法は、名籍(文板のこ あり、新しい屯倉経営の管理モデルである。 ふだ。木簡に書かれた名簿か)に田部の名前を記入し、 漢字表記からみて戸別に編成した可能性が その名簿

た。 なぜ大宝令を利用したのかという課題でもあるので、 と、「戸籍作成(戸口調査)と田畝の検校」の条件は、 いたとみてまちがいなかろう。少し本題から離れたきらいがあるが このような欽明紀における白猪・児島屯倉の運営方法を参考にする 次には、あらためて改新詔第三項に話をもどしたい。 検討を続けてき 逆に存在して

#### 四 「改新詔」と大宝令の配置

## 改新詔第三項の歴史的条件

その転載と割り切ることができないからである。宣命体風の表記に関 であろうが、改新時に宣命体が存在したことは実証できないからであ の文体として存在したとはかぎらない。古色めかしていることは事実 しても、そのような宣命体表記が可能かどうかも問題であり、 い。今日の研究水準では、令文と同文ないし近似する文章についても、 (副文を含め、 さて、第三項の主文は、「初造戸籍・計帳・班田収授之法」であるが 七頁参照)、 主文が原詔にあるとは単純にはいいきれな 同時期

上は、前半の戸籍・計帳については、「この首文はもと、 ここで、改新詔研究で代表的な井上光貞説を取りあげてみたい。 その帳簿をつくれ、というたぐいの文であって、それを編纂当時 人口を調査 井

> と指摘する(『日本の歴史 3』飛鳥の朝廷)。 田法的思想がみられるので、「編纂当時の知識で書きあらわしたもの 解する。そして、「東国国司の詔」から、その手続きの一環の校田や均 班田収授之法を造れ」については、班田収授法の実施は後のことと理 ·知識で「戸籍・計帳を造れ」と書いたもの」とする。また、後半の

0)

里条であり、「班田収授之法」では心田令第一条の田長条があげられて 副文の構成においては、「人口調査と帳簿」に関係する条文が引用され は戸口調査があり、 ら判断するのも一つの方法である。確かに「東国国司の詔」において 解釈するのは、どうであろうか。井上のように、当時の歴史的条件か ではなかろうか。 いる。この条文の引用は、条文の趣旨にそう意味を持たされているの ていない。改新詔では、「戸籍・計帳」の関係事項が匈戸令第一条の為 実であろう。ただし、 主文(井上は「首文」という)が律令の知識によっていることは事 何らかの帳簿によったものであろう。 前半の「戸籍・計帳」を「人口調査と帳簿」と ところが

との関連で、副文では令文ないし令文的な文章が記されている。こう 丑年」(六六五、天智四年)の 制下荷札木簡集成』より引用)。 里の最古の史料は、 大野評阿漏里」の木簡である。 かなように、里の構成(五十戸)と里長の職掌の規定である。 した視点から考察していけば、どのように考えられるのであろうか。 なものがある。機械的に令文の第一条を引用したものではない。主文 一)のように「五十戸」表記が使われていた(奈良文化財研究所『評 すでに述べたように、改新詔の主文と副文(凡条)との関係は、 第三項における第一の副文(は、為里条である。 次表にあるように六八三年(天武一二)の「三野 「三野国ム下評大山五十戸」がいちば それ以前は「鴨評加毛五十戸」 「五十戸」の紀年銘木簡としては、「乙 条文をみれば明ら 現在、

サト表記のある紀年銘木簡					
	西暦	干支	年号	木簡のサト表記	出典
	665	乙丑年	天智4	三野国ム下評大山五十戸	102
	675	乙亥年	天武4	知利布五十戸	飛18-170号
	677	丁丑年	天武6	三野国加尔評久々利五十戸	105
	677	丁丑年	天武6	三野国刀支評恵奈五十戸	107
	678	戊寅年	天武7	汗富五十戸	87
	678	戊寅年		尾張海評津嶋五十戸	22
	678	戊寅年		高井五□□	271
	679	己卯年		□□五十戸	281
	680	庚辰年		三野大野評大田五十戸	92
	681		天武 10		伊場4-3号
	681		天武 10		68
	683	癸未年			91
	684		天武 13	三野大野評堤野里	95
	685		天武 14		88
	686		朱鳥元	大市了五十戸	38
	687	丁亥年		若佐小丹評木津了五十戸	124
	688	戊子年		三野国加毛評度里	103
	690	庚寅年		三川国鴨評山田里	46
	691	辛卯年		尾治国知多評入見里	33
	691	辛卯年		新井里	59
	692	壬辰年		三川国鴨□高椅里	44
	692	壬辰年		万枯里	48
	694	甲午年		知田評阿具比里	32
	695	乙未年		木津里	126
	695	乙未年		入野里	60
	696		持統 10		101 127
	697 697	丁酉年		若俠国小丹生評圖田里	117
		丁酉年		若佐国小丹□□生里	120
	697 698	丁酉年 戊戌年		□ □評野里 三野国厚見評□□里	98
		戊戌年		三野国厚兄計□□里  若侠国小丹生評圖方里	128
	698 698	戊戌年		宏伯吉国川村評久豆賀里 波伯吉国川村評久豆賀里	164
	699	己亥年		三野国各牟□汗奴麻里	99
	699	己亥年		吉備中□□評軽了里	216
	699	己亥年		古彌中   □計程   王   上球国阿波評松里	75
	699	己亥年		若佐国小丹生…三分里	122
	699	己亥年		五佐国小万生…二万里 玉杵里	118
	699	己亥年		二方評波多里	161
	699		文武3	一刀 m 似 多 至   渕 評 竹 田 里	伊場4-108号
	700		文武 3	若佐国小丹生評木ツ里	125
	700	W14	ヘハコ	和灰色(4.5)工町水/主	120

が用いられていた。 ある(岸俊男「「白髪部五十戸」 簡から、六四九年 で出土した「白髪部五十戸」の木簡である。時期は、 で明らかなように、 ただし、最古の (大化五) 二月から六六四年 改新時には 「五十戸 「里」の用字の制度はなく、 の貢新物付札」)。これらの出土木簡 **厂木簡**」 は、 飛鳥京跡第五十一 (天智三) 二月の間で 同遺跡の伴出木 「五十戸 次調査

位

成も行なわれていた。 規定されている。すでに欽明朝の時期の白猪屯倉では、 行なわれていただろう。 あったことは想定できよう。 位集団」にあたるかどうかは確認できない。しかし、 ていた可能性が強いのではなかろうか。その基礎として、 このように考えていけば、 その編成単位が家族なのか、考古学でいう「単 第四項の調に関する凡条には、「戸別之調」が 第三項のaには五十戸の制度が規定され 何らかの基準が 「田戸 戸の編成も の編

示す史料はない。『万葉集』を参照すれば、「楚取(しもととる)五十 なお当時、 「五十戸」をどのように読んでいたのか、 直接に読みを

> ٧٠ °25 思われる。ま 町段歩制ではなく「代制」であることが明らかになっている。そもそ 1, ある面積単位である。この代制は、 の標準的収穫高は五〇〇束となる。このように代制は収穫高と関連が も「一代」とは「一束」 を基準としているので整合性がある。このように、 位となっている。 役令仕丁条)、 工采女 あろうが、「五十戸」の時期までさかのぼるかどうかは確認できない。 が、それ以前も五十戸で構成されていたので、「さと」と読まれたので 意味する。 りへのさとの))(二二五一)というように、 定されている。また、第二項の郡の規模(大・中・小郡)も、五十戸 る。第四項の凡条である穴官馬 ただし、「子持有跡五十戸(こもてりといへ)」(一七九〇)のように 「いへ」の表記もある。五十戸木簡は、表記というより五十戸の単位を 良我許惠波 次の第二しは、 しかし、少なくとも五十戸という単位の制度化は始まったと思われ (おそらく五十戸)とする規定があったことはまちがいなかろう。 「三采女が五十戸ないし五十戸の倍数(一百戸、二百戸)が基準単 おそらく「里」が設置されて「さと」と読むようになった ただし今日、 (さとをさがこゑは)」(八九二)、「守部乃五十戸之 五十戸の設定と、第四項の徴発基準とは適合して設 田地の面積単位と田租の徴収規定である。当時は (後宮職員令氏女采女条)のうち、『官馬、』仕 の収穫がある面積で、 必ずしも明確な代制の地割は確認されていな (厩牧令厩細馬条)、//兵、/沙仕丁 朝鮮半島の結負制と関係があると 「さと」と読まれている。 五〇〇代(一町)から 少なくとも戸を単

について、これまで必ずしも十分には議論されていないが、 遅くとも大宝令から田租の規定は田令に明文化されている。 令に位置づけられている。 さて唐令では、 田租は賦役 ところが日本令では、次項で述べるように、 (課役) の一部であり、 律令法では賦役 その理 日本的

は面積単位の規定にある。代の単位とも関係していると想定される。それはともかく、心の主眼

り、原詔は「代」を単位としていたであろう。田之調」に記された「田調」の徴収が可能となる。ここの副文(凡条)田の面積が規定された「田調」の徴収が可能となる。ここの副文(凡条)

#### 田租条と田令

戸永業口分条)となる。 積条 (田広条)、②丁中受田条 (丁男永業口分条)、③当戸受田条 がある。最初に、日本令と唐令の冒頭部分三か条を比較しておきたい。 問題である。これは大宝田令の復元とも直接関係する、 し唐開元二十五年令では、 る。つまり日本令では、 いるが、第一条田長条の面積単位に田租の徴収基準が設定されてい な問題である。日本の田租は、 養老令の田令では、①田長条、②田租条、③口分条と続く。これに対 次に検討を要することは、 第一条と第二条という冒頭部分に田租の規定 最近の天聖令研究をふまえていえば、 日本の田租関連条文が、田令に含まれる 田令の第二条に納入時期が規定されて 日唐間の重要 (1) **金**  $\mathbf{H}$ 

租に関しては、『唐令拾遺』が日本養老令の田令田租条に影響されて、田令のなかで復元している。この復元案に対し、つとに菊池英夫が唐令では租も賦役であり、賦役令に含まれることを主張した(「唐令が唐令では租も賦役であり、賦役令に含まれることを主張した(「唐令が唐令の賦役令に租(丁租)が規定された。この菊池案が、新出した天里令の賦役令に租(丁租)が規定されていて、正しいことが実証され、租関係の条文は賦役令にもどされていて、正しいことが実証された。つまり日本令では、唐令の賦役令から田令に改めて、租を田租とた。つまり日本令では、唐令の賦役令から田令に改めて、租を田租として扱ったのである。

田令に設定されたことを指摘した(菊池前掲論文)。
田令に設定されることを指摘した(菊池前掲論文)。
は明確なる給付反対給付の関係に立つ」ことを指摘した。そして、で関の丁租に対し日本では田租であること、「口分田の班給と田租の中国の丁租に対し日本では田租であること、「口分田の班給と田租の本来、唐令では賦役令に含まれていた租が、どうして日本令では田本来、唐令では賦役令に含まれていた租が、どうして日本令では田

租のイデオロギー的な特質だからである。 (※) 生謂之賦。言田給。 ているように、 ただし、 を支給し、その生産物の一部を君(天皇)に進上するのが、古代の 定められ、その影響で第二条の田租条が持ち込まれた可能性が強い。 菊池が指摘するように、日本令では第一条の田積条項に租の基準が 口分田と田租の関係は再考する必要がある。 『令集解』 即所生之物進君耳」とある。日本古代では、 田令田長条の「穴記」に 租。 従来からいわれ 賦也。土地 田 田

想定される。そして、 の問題」などの研究に委ね、 関係する。ただし、本稿では早川庄八「律令「租税」制に関する二、三 納するという形態が、日本的田租の起源と結びついたものだろう。 量が一代という面積単位になるという、代と収穫量(束)との関係 定されるようになったことは事実だろう。理由としては、 このように、 この問題は、 日本では租が田租として扱われたので、 田租が課役ないし賦役に含まれるかどうかの問題とも 収穫量の一定の額を公租公課 田租に限定して行論することにしたい。 (田租) 租が田令に規 一束の収穫 として貢

源が在地首長制と関係し、「初穂として首長に貢納する慣行から発生の結びつきが古くから強かったことが考えられる。さらに、田租の起生産されるもの」(『岩波古語辞典 補訂版』)の意味であれば、「田」とは明らかにできないが、「チカラ(税)」が、「チカラ(労力)によって「租」「田租」は、「タチカラ」と読まれる。この訓の成立時期の詳細

丁租を日本田令の田租へと転換させたのであろう。頁)の指摘は的を射っている。こうした日本的な特徴が、唐賦役令のしたとみるべきであろう」という石母田正『日本の古代国家』(二九八

### 田令田租の起源問題

として扱われたのかどうかの検討である。として扱われたのかどうかの検討である。すでに述べたように、慶雲三年九月十日格に「准令、田租一段。る。すでに述べたように、慶雲三年九月十日格に「准令、田租一段。 一次に、租が田令へ組みこまれた時期について考察しておきたい。換

く、次の八か条である。ら検討してみたい。「租」と記されている記述は、それほど多くはなら検討してみたい。「租」と記されている記述は、それほど多くはなここでは大宝令が成立する以前の史料を、『日本書紀』『続日本紀』か日本において、田租の慣習ないし制度はいつ始まったのだろうか。

## (1) 雄略一三年八月条

不使通行。又断商客艖艄、悉以奪取。兼違国法、不輸租賦。播磨国御井隈人文石小麻呂、有力強心。肆行暴虐。路中抄刼:

### (2) 顕宗即位前紀

於赤石郡、親弁新嘗供物。〈一云、巡行郡県、収斂田租也〉白髪天皇二年冬十一月、播磨国司山部連先祖伊予来目部小楯

- (3) 大化二年正月条
- 改新詔(省略

(4)

白雉三年正月条

稲一束半、町租稲十五束〉自正月至是月、班田既訖。凡田、長卅歩為段。十段為町。〈段租

- 大水。是秋、復租調 大水。是秋、復租調
- 韶曰、朕将巡行紀伊之。故勿収今年京師田(6) 持統四年九月乙酉条

文武元年八月条

租口

(7)

(8) 文武三年三月条

河内国献白鳩。

詔、

免錦部郡

一年租役

仍免今年田租・雑徭并庸之半。

になった可能性がある。 いいだろう。そして、 る初穂儀礼と関係して、 意」とする。 解釈でいいだろう。 単に租税の意。大化改新以後の田租と調とではない」と記すが、この (1) の租賦については、 しかし、 (2)の「田租」について古典大系本は「単に租税 時期の是非を別とすれば、 (3)改新詔と、 したがって、文字どおり「田租」と理解して 初穂を含む貢納物が後に田租と呼ばれるよう 日本古典文学大系本 (4)白雉三年正月条とが続く。 以下、 かつて新嘗祭におけ 古典大系本)

理では田租となるが、 この立場からいえば、 内之田税」(天智八年是冬条)には肯定的立場をとる。 と推測してもあながちまちがいではない。また、『書紀』の時系列の論 ともに改新詔を参照させているので、「田租」と捉えている。確かに 確実なことはいえないが、八木は同じ天智紀の記述「修高安城、 充一田 しも田租とは限定できなくなる。この天智朝の記事については、 「租調」 (5)の「租調」について、古典大系本と新編日本古典文学全集本は、 が存在すれば、 租制の成立」による否定説がある。 の語句を重視すれば、 少なくとも田租の形態が存在しても不都合はない。 田租は浄御原令以前に存在したことになる。 (3)4)を後の知識の潤色として除外すれば、 律令制的な「租調庸」との関係で、田 史料批判の視点からみれば 天智朝に「田 八木

次の(6~(8)の「田租」と「租」は、浄御原田令と関連する田租であた。「代」制として捉えねばならない。「代」制として捉えねばならない。「代」制として捉えねばならない。「代」制として捉えねばならない。「代」制として捉えねばならない。「代」制として捉えねばならない。「代」制として捉えねばならない。

#### 原田租と田令

史をふりかえっておきたい。 になる。ここで浄御原令以前における、「田租」類の収取について研究た、天智朝に「田税」が存在していたとすれば、田租もありえたことないが、少なくとも浄御原令段階の田租は措定することができる。まこのように『書紀』における「租」「田租」の用例はけっして多く

この問題について戦後の歴史学に大きな影響を与えたのは坂本太郎である。坂本は、唐令以前における魏・晋の田租の制度が朝鮮半島を社の存在を肯定的に捉えている。そして、大宝令と改新詔第二項が同文であるので、慶雲三年格の「令前租法」を大化前代の「租法」とする。しかしながら、「令前租法」は「大宝令以前の租法」を意味するだけであり、これを大化前代の史料として扱うことは無理であり、この問題について戦後の歴史学に大きな影響を与えたのは坂本太郎にあり、これを大化前代の史料として扱うことは無理であり、この問題について戦後の歴史学に大きな影響を与えたのは坂本太郎にある。しかしながら、「令前租法」は「大宝令以前の租法」を意味するだ。

にして論を立てている。石母田は、この「令前租法」を「大化前代にところが、在地首長制論を展開した石母田正は、この坂本説を前提

原田租説は、成立する余地はない。

「田租説は、成立する余地はない。

「百代三東」という大化前代の古代国家』二九七頁)。そして、旧国造領における税制として「百代三東」の原田租を位置づけ、大化前代の国造法の一部をなしていたと三東」の原田租を位置づけ、大化前代の国造法の一部をなしていたと三東」の原田租を位置づけ、大化前代の国造法の一部をなしていたと三東」の原田租説は、成立する余地はない。

三九、四〇頁)。34 ろの、 制の成立を推測せしめる」、「浄御原令によって位田・職田等貴族に対 だろう。浄御原令に田令が存在した確たる証拠はないが、『書紀』持統 する特権的な班給田の明確な規定(面積等)が定まり、 づいているので、田令も存在した可能が強くなる。宮本救がいうとこ に田令に存在することになる。 年に班給される」という評価につながるだろう(『律令田制と班田図 ○)の庚寅年籍に基づく班田と捉えられている。 六年九月辛丑条に「遣班田大夫等於四畿内」とあり、 「百代三束」の数値にこだわれば、浄御原令に存在した可能性は強 「浄御原令による造籍の六年一造制に照応する班田の六年一班 班田制の規定が田令にあれば、 庚寅年籍は戸令に基 田租関連条文はすで 持統四年 初めて持統六

ところが、白雉三年条を大化改新の六年後の班田として『書紀』が

想定することになる。 設定していたとすれば、 説に依拠する「百代三束の原田租」説は成立する余地がない。 定があってもいっこうにかまわない。 (ss 化前代に「百代三束」の原田租を設定すれば、改新詔に「田租 階で田租条が田令に含まれた可能性もある。なお、 して田租が記された可能性が出てくる。そうであれば、 に田租の形態が存在していたとすれば、 ただし、 むしろ改新詔の田制に田租が付随していたと 確たる証拠はない。 しかし、既述したように、 浄御原田令の田積規定に付随 石母田のように大 少なくとも天智朝 浄御原令の段 の規 坂本

# 

規定を想定する説は成立すると思われる。 だけいえば特に矛盾点もない。 皆無ではない。改新詔第三項の副文に、田長条が引用されていること 文があった可能性が高い。 改新詔第三項に からすれば、 ぼる可能性がある。また、その起点として改新詔に存在した可能性も 戸 、別之調」「官馬」「仕丁」「采女」の徴発基準が規定されているので それほどの意味はない。改新詔第四項においては、「調(田調) れまで縷々述べてきたように、 田積の規定は存在していたであろう。 租 (田租)」 そして田租自体としては、 の規定が存在しても、 一案としては、 浄御原令には田令に田租関連の条 改新詔に「租 田積の規定だけで 改新詔の内容から 天智朝にさかの (田租)」

な問題を提起する。になる。これが事実であれば、大宝田令の構成を考察するうえで重要になる。これが事実であれば、大宝田令の構成を考察するうえで重要纂段階で、唐の賦役令の租(丁租)規定を囲令に組み換えていたこと

について、唐令との比較研究を直接できる条件が整った。これは、同天聖令が出現して以来、唐令を継受した日本令の構成と条文の配列

最近の服部一隆の研究によれば、日本令への影響時に日本律令の編纂とも関わる重要問題である。

- 唐日令は類似していたため継受関係が明確になった。
- ② 唐日令の微細な差異から日本令の特徴が検討されるようになっ
- ③ 日本令において独自条文群)。
- 争御原令との関係が想定される。日本令への継受率や独自条文の数には編目によって偏りがあ
- ⑤ 唐令の体系的継受は大宝令段階であり浄御原令は近江令から

連続性でとらえられるべきである。

い。令・各条文の個別的な比較研究の進展を待って、結論づけねばならな令・各条文の個別的な比較研究の進展を待って、結論づけねばならな柄はともかく、③~⑤に関しては、いくぶん抽象的な指摘であり、各と指摘されている(『班田収授法の復原的研究』五六頁)。①と②の事

がある。そして、問題になる田租条文が、賦役令から田令に組み換え されたのであろうか。このように細部を詰めて、 置をめぐっては、 三七条のうち一一番目の条文である。当然のことになるが、 あってか、「末尾条文群」 そもそも田令では、継受しなかった唐令後半の「屯田」規定の影響も 聖令の公刊とその意義」二九二頁)。この条文は、養老令では田令全 は唐田令条文にはなく、日本独自の条文といわれる(大津透「北宋天 第一条の田長条との関係で捉えられる。 い。また、養老田令公田条(大宝令にも存在するが、 小稿で検討している田令の場合、 それぞれの配置の意味を考える必要が生じてくる。 ] は存在しない。それならば、田令は特別扱 日本独自の田租条 つまり「末尾条文群」ではな 結論づ 語句は異なる 第一 条文の位 条) は

## 五 六年一班条

田令六年一班条の大宝令と養老令

て述べておきたい。

て述べておきたい。

大宝令における六年一班条の問題についた年一班条である。最後に、大宝句における六年一班条の問題についたは直接に関係しないが、大宝田令に影響を受けた記述もある。田令とは直接に関係しないが、大宝田令は、改新詔に記載されている田令田本稿で主に論じてきた大宝田令は、改新詔に記載されている田令田

別の視点から賛成できない旨を述べてきた。これは とである(書評、 俊が、古記の内容から異議をとなえた。なかでも「班田年」 班田関連条文の復原\_ されてきた。これが通説的位置をしめているが、服部一隆「大宝田令 から大宝令文を復元する基準の面から批判したものである。 の規定がありながら、 否定説を唱えた(『班田収授法の復原的研究』)。これに対して坂上康 あるので、大宝田令の六年一班条に影響を受けた班田記事として評価 いない。白雉三年四月是月条に記された班田が、改新詔から六年後で すでに述べたように、『書紀』では直接に六年一班条は引用されて 服部一隆著『班田収授法の復原的研究』)。本稿では その班年自体の条文がないのは理解できないこ が、 大宝令文には六年一班条はなかったという 『集解』の (班年か) (到 「古記

者。毎至班年。即従収授。[c] れ田六年一班。[a]〈神田寺田不在此限〉[b]若以身死応退田凡田六年一班。[a]〈神田寺田不在此限〉[b]若以身死応退田の文を引用しておこう。傍線が、大宝令と考えられる語句である。最初に、養老令の六年一班条について、『令集解』の養老令文と「古品が、あらためて『集解』当該条文から考察を加えていきたい。

記

[a部分]初班。 別如何。 班也。仮令。 月授田訖。至十二月卅日以前身亡。何為初班也。答。 班。以死年為初班者非。問。上条三班乃追。与此条三班収授。 此名為初班。 初班死。再班収也。 答。 謂六年也。後年。 為当。死年名初班。未知其理。 自元年正月至十二月卅日以前。 一種无別也。 再班死。 三班収授。 謂再班也。 三班収耳。 謂即三班収授也。 班。 問。人生六年得授田 答。以始給田年為初 謂之初班也 謂約六年之名。 以作年為初 其

売買也。神田不合。 不。答。並輸。各入本主。問。神田寺田聴売買以不。答。寺田聴不。答。並輸。各入本主。問。神田寺田聴売買以不。答。寺田聴相以 有田条。不在収授之限。謂収而不授百姓也。一云。神田余

# [c部分]古記なし

n けられておらず、必ずしも条文の冒頭部分から命名されていないとす 文に条文名が記載されていたかどうかが問題になる。 の語句がみえることである。もともと大宝律令が成立した時、 いても、 在していたとすれば、明法家の議論だけではなく今日の条文解釈にお 条文名はなかったという見解が有力である。 最初に触れなければならないのは、 混乱を招きやすい。 当該条文が明白になったであろう。 b部分の「古記」に 確かに固有の条文名が存 しかし、 条文の名称はつ 現在のところ 「神田条 律令条

さて、養老六年一班条に神田条の語句がみえることは、大宝令と養

六年一班条関係の考察においては、 老令で条文内容が異なっていた可能性を示唆している。 ら議論しなければならない 大宝・養老令の条文構成の問題か したがって、

る。 称などでは必ずしも統一されておらず、 裁と、後の時期の条文名、 らない。各明法家に共通した理解であれば問題はないが、条文名の呼 性がある。具体的には、 **は構成、** 考察の際の注意事項として、 大宝令のこと)との比較を、それぞれ判別して分析しなければな (3)諸明法家の記述、たとえば大宝令注釈の「古記」では大宝令 養老令の注釈 (令釈、跡記、穴記、 (1) (2) 『令集解』を編纂した惟宗直本の注記 『令義解』『令集解』に記された養老令の体 時期の違う記載・注記を区別する必要 思わぬ誤解も生じるからであ 義解等)では 「前令」(古

とあるので、 相類。 養老令である。直本によれば、大宝令では 神田寺田別立条。 注記を加えている。それは「私。 附此条中也」というものである。「古令」は大宝令、「新令」は 神田寺田は別条文という認識であった。 b部分の「神田条」については、 似不称於此条。 此云。 新令。 在田有交錯条下。案之。古令。 省其条。 「神田寺田、別に条を立つ」 編者の直本も、 可附此条。 仍以事緒 本条に

と直本の注記時期 には条文名の不統 内容はそれぞれの時代を踏まえて考える必要がある。 た。このように共通の理解の場合は、 班条とは異なり、 このように神田条については、「古記」と直本は、共通して養老六年 (九世紀中葉前後の成立か) は異なっており、 一などの問題を含め、「古記」(七三九年前後に成立 大宝令の神田寺田規定は別条にあったと理解して 明確である。 しかし、 一般的 両者

と記された内容が、 「神田寺田 神田寺田条という一条なのか、神田条と寺田条の の問題で注意したいのは、 「神田条\_ 畄 寺 田

> ことがわかる。なお、条文の名称は、ふつうは文章の冒頭部分から命 二か条に分かれているのか、という問題である。「古記」の記述では、 名されることが多いので、 なっている。 神田と寺田が対になっている。また「一云」(古記本文に対する異説 しつかえないだろう。 間 「神田余者不収。 神田寺田輸租以不」「問。 したがって、 欠加。 神田と寺田が対として取りあげられている 「神田寺田条」ではなく、 寺田雖欠乗。 神田寺田聴売買以不」というように、 不在収加之例」と同じく対に 「神田条」でもさ

Ŕ

あったことになる。o 寺田関係の規定は、 老令の編纂にあたって、大宝令条文の再編が行なわれたことに注意し は少なくとも二か条に分かれていたことが判明する。おそらく神田と 令の復元)、 ておきたい。この条文数の分析については後述することにして(大宝 部の語句が変更されて「神田寺田、不在此限」の注記になった。養 このように六年一班条については、一条の養老令条文が、 『令集解』の「古記」説の分析に戻ることにしよう。 これが養老令では六年一班条の中に組みこまれ 「神田寺田、 不在収授之限」というような条文が 大宝令で

# 「令集解」 田令六年一班条と関連条文の「古記

Ç 句のほか、「謂」の文字から始まる直前の語句が大宝令文となる。「○ れている可能性が強いからであろう。 養老令文には継承されていない。養老令では、 に存在したことがわかる。この条文の場合、 「初班」 さて、「古記」の引用法からいえば、直接に「此条」と指示された語 謂 \* \* \* 「後年」「班」「三班収授」などの語句がそれに該当し、 の○部分である。 六年一班条でいえば、 これらの語句は必ずしも おそらく大幅に改編さ 傍線を引いた

ところで、「此条」に対する「上条」は、 『令集解』 田令王事条であ

田令六年一班条の「若以身死応退田者、 種」とされ、同類とされていることである。この記述によれば、養老 班之法。未知。若為。 る。 注意したいのは、王事条の「三班乃追」行為が「以身死応収田条の一 不還収。三班収授。又初班之内。五年之間亦初班耳」である。ここで た「古記」の「三班乃追。謂二班之後。三班之年。即収授也。問。 「以身死応収田条」と呼ばれていたことが判明する 直接に言及されているのは、「其身分之地。十年乃追」に付され 答。 以身死応収田条一種。仮令。 毎至班年、 即従収授」の部分 初班之年。 計 知

には、次のような記述がある。
このほか六年一班条以外の注釈で、六年一班条に関係する「古記」

### (d) 班田条古記

月授造。又来年二月卅日内使訖。即田文。此年起十也。仮令。籍今年起十一月。来年五月内使訖。即田文。此年起十不。答。造籍之後年。造田簿給授。同年不可得。為依籍造田文故取生益分聴之。問。籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班以取生益分聴之。問。籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班以中,月一日。総集対共給授。謂此不名為初班之年也。二月卅日内十一月一日。総集対共給授。謂此不名為初班之年也。二月卅日内

以不」が、六年一班条の復元材料となる。 このうち古記問答の問「籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班

用いてきた大宝令の復元基準である。「○とされた」語句と、「◎とされては、養老令の傍らに符号および字句を記した」と書き、「◎は、「」では、養老令の傍らに符号および字句を記した」と書き、「◎は、「」 ま知…、同 」…と 別のような形式でそれぞれ、引用と認められるもので養老令と同文のいうような形式でそれぞれ、引用と認められるもので養老令と同文のいうような形式でそれぞれ、引用と認められるもので養老令と同文のは、「」

で、大宝令を復元するうえで重要な条件となる。れた語句」が大宝令文として確実性を有するかどうかの基準を示すの

六年 て、 制が存在していたことはまちがいないと思われる。 れる。少なくとも大宝令段階で、戸籍の六年一造制、 ける戸令に基づく庚寅年籍、七〇二年(大宝二)の大宝令戸籍からみ 通説的位置にある。大宝令以前については、六九○年(持統四)にお の関連条文である。この語句が大宝令に存在していることは、すでに がたとえ律令の取意文であるとしても、大宝令に存在した可能性が強 句については、何でとりあげる。 い。「籍六年一造」の語句は、養老戸令造戸籍条の「凡戸籍六年一造 この基準に従えば、「籍六年一造。田六年一班」の語句は、 浄御原令段階で設定されていたであろう。その中間における六九 (持統一○)の戸籍についても、造籍された可能性が強いと思わ なお、「初班」の語 班田の六年一班 この問答

## (e) 授田条古記

いう意味という。
開始の年」を意味する。つまり、六歳に満たない者には班田しないと開始の年」を意味する。つまり、六歳に満たない者には班田の年=耕作年(それに続く五カ年)」を、「班田之年=班年」は「班田終了この「古記」にみられる「初班年」については、今宮新や宮本救のこの「古記」にみられる「初班年」については、今宮新や宮本救の

## (f) 荒廃条古記

実哉。挙軽明重義。其租者。初耕明年始輸也者。三班収授也。公給熟田。尚須六年之後収授。況加私功。未得替解日還官収授。謂百姓墾者待正身亡。即収授。唯初墾六年内亡

「三班収授」とともに、大宝令の復元と関連する史料である。この条文にある「収授」と「三班収授」の語句は、(a)の「初班」

# 大宝令の復元条文数

る。

その次に位置するのが、

唐令の道士女冠条

同

道僧受田条)

で

参照してもらうことにして、論点を中心に私見を述べておきたい。 
の当該条文の項、さらに服部一隆『班田収授法の復原的研究』などを 
たが、検討すべき条文数は二か条から三条まで、多くの論争があったが、検討すべき条文数は二か条か三か条である。ここでは学説史を 
小括する余裕がないので、これまでの詳細な学説については、村山光 
小括する余裕がないので、これまでの詳細な学説については、村山光 
小話する余裕がないので、これまでの詳細な学説については、村山光 
小話する余裕がないので、これまでの詳細な学説については、村山光 
小話する余裕がないので、これまでの詳細な学説については、村山光 
小話する余社の大宝令復元することになる。養老田令六年一班条 
次に、いよいよ大宝令を復元することになる。養老田令六年一班条

会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。
 会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。
 会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。
 会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。
 会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。
 会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。
 会、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。

隆や渡辺信一郎(ただし養老令との比較)が試みている。 改編を別にすれば、その条文配列の比較が容易である。すでに服部一が多く残っており、日本令との比較を行ないやすい。そのため内容のが多く残っており、日本令との比較を行ないやすい。そのため内容のこの問題を、天聖令所引の唐令との条文の対応関係から考えてみよ

来る。日本令の交錯条は、唐令の田有交錯条(同、交錯条)と対応す条は惟宗直本の注記によれば、日本令は田有交錯条(交錯条)の次に田条(渡辺は田土返還条)と対応することはまちがいない。また、神田天聖令の配列とで比較すれば、以身死応収田条は、唐令の身死応退

をはまちがいない。 とはまちがいない。 とはまれば、大宝令においては、ここ を表文に対応する二か条(身死応退 以身死応収田条と神田条には、唐令条文に対応する二か条(身死応退 以身死応収田条と神田条には、唐令条文に対応する二か条(身死応退 とさことになる。 このように考えれば、日本令の は、ここ を書きの六年一班条は、この面からも大宝令では二か条が存在したこ をはまちがいない。 とはまちがいない。 とはまちがいない。 とはまちがいない。

年一班条と以身死応収田条)となる。
田条に田六年一班の語が存在する)、別立ての条文であれば二条説(六かどうかである。同じ条文に含まれるのであれば一条説(以身死応収田条にあたる語句のほか、「田六年一班」の語句が、どの条に存在した田条にあたる語句のほか、「田六年一班」の語句が、どの条に存在した財態となるのは、神田条を除く、養老令の六年一班条と大宝令の以問題となるのは、神田条を除く、養老令の六年一班条と大宝令の以

③ 『続日本紀』天平元年三月癸丑条の問題がある。さらに、大宝令に六年一班条と呼称する条文の配列と、②惟宗直本の注記内容の問題である。さらに、された条文の配列と、②惟宗直本の注記にはみられない。また、養老令の明法拠は、「古記」と惟宗直本の注記にはみられない。また、養老令の明法が、大宝令に六年一班条と呼が表文があったという直接の根さて、大宝令に六年一班条と呼称する条文があったという直接の根

神田条が道士女冠条(道僧受田条)と関係しているので除外すれば、公の収授(還授)の規定が付随する。この規定がなされている唐令は、令では毎年実施されたわけであるが、田地(口分田等)には受田・収六年一班の制度は日本独自の班田収授制であり、中国にはない。唐

おなる。(田土返還条)と⑤収授田条(収授運用条)の二か条(の身死応退田条(田土返還条)と⑥収授田条(収授運用条)の二か条

b) 者心又受之田。毋臣记卜引一日。毘臣予交助告簿。至卜一引一年為始。其絶後無人供祭及女戸死者。皆当年追。如死在春季者。即以死年統入限内。死在夏季以後者。聴計後(a) 諸以身死応退永業・口分地者。若戸頭限二年追。戸内口限一年(a) 諸以身死応退永業・口分地者。若戸頭限二年追。戸内口限一年

このように考えていけば、「六年一班」の条項は独立条文ではなく、以 行本における直本の注記の仕方が客観的な事実とも評せないだろう。 た公算が大きい。ただし、 立の条文を設けないとすれば、国身死応退田条の規定を改変すること 条に含まれる可能性があるからである。 条文の呼称は必ずしも冒頭部分から引用されておらず、 身死応収田条に包括されていたと見た方がいい。松原弘宣によれば について言及した姿勢からみれば、以身死応収田条が別条ではなかっ 実を伝えていたとすれば、どのように解釈すべきであろうか。神田条 いては語らない。養老令の六年一班条の注釈にあたり、 対しては「神田寺田、別に条を立つ」と記したが、以身死応収田条につ 定は、配列問題から考えれば、独立条文か身死応退田条の改変となる。 条と六年一班条とが対応関係になる。このように「田六年一班」の規 になる。養老令では、 次に、②惟宗直本の注記の問題から考察しよう。直本は、 後者の心収授田条は田地給与の実務的な手続き規定であるので、 (b) (日本では班田) 案記。不得輒自請射。 日。県令総集応退応授之人。対共給授。十二月卅日内使訖。 諸応収授之田。 の法令としては適さないだろう。 服部や渡辺が想定しているように、身死応退田 毎年起十月一日。 注記しなかった可能性も皆無ではなく、現 ( 以 下 略 里正予校勘造簿。 したがって、 この注記が事 以身死応収田 至十一月一 神田条に 符下 給 独

こうした脈絡で、③天平元年(七二九)三月癸丑条を分析してみよ

太政官奏曰。(略)又班口分田、依令収授。於事不便、請悉収更

う。

班

並許之。

「班」が使われている二つの条文との関係でいえば、班田の日程や 「班」が使われている二つの条文との関係でいえば、班田の日程や 「班」が使われている二のの条文との関係でいえば、班田の日程や 「班」が使われている二つの条文との関係でいえば、班田の日程や

まで、には背から、からに出高「まかりが圧円切りを見り付きにりた。 は、以身の現定があったと考える方がいいだろう。その「収授」は、以身 田条の項目が合わさっていたと考える方が妥当であろう。しかし、班 田条の項目が合わさっていたと考える方が妥当であろう。しかし、班 の規定があったと考える方がいいだろう。その「収授」は、以身 を文の脈絡としては、養老令の六年一班条に対応する大宝令に、「収 条文の脈絡としては、養老令の六年一班条に対応する大宝令に、「収

·て」において、養老令の六年一班条は大宝令では二条に分かれ、神こうした事情から、かつて拙稿「律令制的班田制の歴史的前提につ

後半部分については、

能性も否定しきれない。すなわち独立条文であっても、さしつかえな 考えに変わりはないが、 田条は交錯条の次に来る可能性が強いと述べた。今日の時点でもこの その場合、特に各条文との矛盾も生じることはない 「凡田、 六年一班」という独立条文であった可

では、大宝田令において六年一班条が独立した条文である可能性(三 だろう。まずは条文の復元作業を重視して、議論すべきである。本稿 う説が一部にある。しかし、「凡田、六年一班」(六字)の条文が短く、 口分田の班給規定があり、 か条説)を否定せず、二か条説を主張しておきたい。いずれにせよ 凡神田寺田、 ところが、 独立の条文「凡田六年一班」では、 不在収授之限」(一一字)が短くないとは誰もいえない 班年が決まっていることはまちがいない。 あまりにも短いとい

# 大宝田令の 「以身死応収田条」の復元

説の虎尾俊哉新説で徐々にまとまりつつある。 かえっておきたい。 内容・構成をめぐって論争が繰りひろげられてきた。しかし、二か条 述べておきたい。 後に大宝令の田令以身死応収田条 この条文の当該条項の復元については、 (六年一 その経過を簡単に振り 一班条) の復元につい 条文の

「初、虎尾は六年一班条の復元にあたり

という「復旧試案」を提起した。 めた学説を検討し、 公条)に関して、次のような復旧案を提示することになった。 凡以身死応収田者、 以身死応収田条(田中の呼称は、 初班院三班収授、後年二 しかしその後、 田中卓が虎尾案を含 (または再) 死亡者口分田収 班収授、

凡以身死応収田者、 初班従三班収授、後年毎至班年即収授 虎尾は

虎尾案より説得力がある。

その結果、

田中による自説への批判を受け入れ、その一部を継承して、最終的に

は次のような二か条の復元案を提示した。

- (1) 班年即収授 凡田六年 班、 若以身死応収田者、 初班従三班収授、
- (2) 凡神田寺田、 不在収授之限

でのところ虎尾新説がいちばん妥当性がある。 た。この形式を前提にすれば、細かい語の是非を別にすれば、これま 新出の天聖令から(1)と(2)に分別した方がいいことは、すでに述

当該箇所の「古記」をあらためて取りあげると、 これまでの研究史で議論の対象となったのは 「二律規定」であり、 以下のようになる。

(a) 六年一班条

初班。 班死。 再班収也。 謂六年也。 後年。 再班死。三班収耳。 謂再班也。 班。 謂約六年之名。 仮令。

初

### (b) 荒廃条

され、 て優遇措置になる。 が、心に書かれた百姓墾田の扱いは、「公給熟田」(口分田)と比較し に記された例示によれば、 いずれも「初班死」の扱いを問題にしたものであるが、国の「仮令」 給熟田。 百姓墾者待正身亡。 「再班」では次の三班で収公されると述べられている。 尚須六年之後収授。 即収授。 口分田は 唯初墾六年内亡者。三班収授也。 況加私功。 「初班」の場合は次の再班で収公 未得実哉。 挙軽明重義。 ところ 公

あるいは「古記自体或いは伝写の間の何れかにおいて養老令の知識に であるならば、 である。つまり、「初班死」 た。つとに虎尾俊哉は、 に考えれば、三班収授であろう。このように「初班」の語が同じ意味 その優遇措置とは、 aとbとは異なるため、これまで議論が戦わされてき 一尚 「おそらく何らかの誤りがあるのではないか」、 六年之後を須ちて収授せよ」という処理法 の口分田は、六年後の収授となる。

基づく変改が加わっているのではないかと想像している」というよう に苦渋の評価を下している。しかし、別の解釈もでている

初班年五年以下不給也」となるわけである。 班田の「初班」である。したがって、授田条の「古記」が、「先无。謂 以死年為初班者非」とあるように、生まれて六歳になった、初めての 此名為初班。為当。死年名初班。未知其理。答。以始給田年為初班 六年一班条の「初班」は、「古記」の問答に「問。人生六年得授田

最初の班田など、複数の意味をもっている(川北靖之「大宝田令六年 だけを意味するものではない。「王事」(戦争など)によって帰国した 定しているわけではない。 る。その是非については別にして、「古記」の解釈については、まだ確 班」は「生後最初の班田を意味しない」という見解も出てくるのであ ても、別の考え方が提案されることになる。川北のように、国の「初 一班条の復原をめぐって」)。したがって、この例示の「初班」につい ところが、令文の「初班」の概念は、必ずしも最初に班田される六歳

存在したことになる。細部の検討については今後の研究課題として、 旨からいえば、大宝令に六年一班条「凡田六年一班」はまちがいなく 小稿では大宝田令六年一班条の存在を強調して擱筆する。 な規定が存在したことは、もはや否定できないと思われる。本稿の趣 このように問題点は残されているが、大宝令に虎尾新説のいうよう

石母田正 『日本の古代国家』岩波書店、一九七一

稲岡耕二 『人麻呂の表現世界 |古体歌から新体歌へ --- 』岩波書店、 一九

井上光貞 『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五 『木簡から探る和歌の起源』笠間書院、二〇〇八

> 榎本淳一「養老律令試論」(『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館)、一九九三 井上光貞 『日本の歴史 3』 「飛鳥の朝廷」 小学館、一九七四 透 「北宋天聖令の公刊とその意義」(『律令制研究入門』名著刊行会)

大隅清陽 「大宝律令の歴史的位相」(『日唐律令比較研究の新段階』 社)、二〇〇八 山川出版

小口雅史 「日本古代における「イネ」の収取について」(『古代王権と祭儀 吉川弘文館)、一九九○

川北靖之「大宝田令六年一班条の復原をめぐって」(『日唐律令法の基礎的研 久『発掘文字が語る 古代王権と列島社会』吉川弘文館、二○一○

究』国書刊行会)、二〇一五

菊池英夫 「唐令復原研究序説 ── 特に戸令・田令にふれて ── 」(『東洋史研 究』三一一四)、一九七二

岸 岸 俊男 俊男「「白髪部五十戸」の貢新物付札」(『日本古代文物の研究』塙書房)、 「造籍と大化改新詔」(『日本古代籍帳の研究』 塙書房)、 一九八八 一九七三

坂上康俊 「書評 服部一隆 『班田収授法の復原的研究』」(『史学雑誌』一二二

<u> 一一)、二〇一三</u>

服部一隆 早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」(『日本古代の財政制度 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七 坂本太郎 『大化改新』(坂本太郎著作集第六巻)吉川弘文館、一九八八 晃 『大化改新の研究』上(関晃著作集第一巻)吉川弘文館、一九九六 名著刊行会)、二○○○(初出は、一九七一) 『班田収授法の復原的研究』吉川弘文館、二〇一二

『律令田制と班田図』吉川弘文館、一九九八

村山光一 『研究史 班田収授』吉川弘文館、一九八八

山尾幸久 八木 充 『「大化改新」の史料批判』塙書房、二〇〇六 「田租制の成立」(『律令国家成立過程の研究』 塙書房) 一九六八

吉田晶 『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三

する覚書」(『古代史論叢』中、吉川弘文館)、一九七八 「律令制的班田制の歴史的前提について ―― 国造制的土地所有に関

学』八)、二〇一六吉村武彦「東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題(覚書)」(『日本古代吉村武彦「東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題(覚書)」(『日本古代吉村武彦「大化改新詔研究にかんする覚書」(『千葉史学』創刊号)一九八二

奈良文化財研究所編『評制下荷札木簡集成』二〇〇六天一閣博物館他考証『天一閣蔵明鈔本天聖令考証』上下、中華書局、二〇〇六

(煩雑になるので、学術書・論文の初出年等は省略した場合がある)

『令集解』は解釈と関係するので句点を施した。 [付記]史料の引用は、『日本書紀』や大宝令・養老令の条文は句読点をつけ、

- したい(『生産技術史』山川出版社)。 「律令制国家期の農耕と主要産業」というテーマで、後日公表することに(1) 当初設定した研究課題「律令制国家の土地・農業政策」については、
- いう原詔説の立場で論じている。 
  五)において述べた。これらの論考では、改新詔には元の形があったと五)において述べた。これらの論考では、改新詔には元の形があったと、 
  大化改新詔関係については、これまで「大化改新詔にかんする覚書」と
- た証左にはできないだろう。 かりやすく「以」を補った可能性があり、大宝令文に「以」の字があっかりやすく「以」を補った可能性があり、大宝令文に「以」の字があっとある。この説明文には、「以卅戸」とあるが、六十戸を二分割して、わくる)『令集解』為里条の古記に「若有六十戸者。為二分。各以卅戸為里也」
- (4) この記事は、正月条に「自正月至是月」とあり、「是月」が意味をなさば、記事自体に矛盾がはらんでいる。また、四月是月条に「造戸籍」の記述があるが、一般的には戸籍から班田へという順序に反している(たと述があるが、一般的には戸籍から班田へという順序に反している(たとおそらく『書紀』編纂時に、何らかの配列上の誤りがあったと思われる。おそらく『書紀』編纂時に、何らかの配列上の誤りがあったと思われる。おそらく『書紀』編纂時に、何らかの配列上の誤りが意味をなされている。
- (◎と表記する)に続き、大宝令を復元する次のランクとして、「未知」や(5) 服部一隆は、大宝令の復原にあたり、「謂」以下を大宝令とする基準

いう「ほぼ確定(同文)」にあたる。同文のもの」として、大宝令の復元を想定する(九一頁)。○は、本稿で同文のもの」として、大宝令の復元を想定する(九一頁)。○は、本稿で「 」…というような形式でそれぞれ、引用と認められるもので養老令と「問答」における語句をあげている。具体的には、「○は「 」未知…、問

宝令復元の統一基準にふさわしくない。
宝令復元の統一基準にふさわしくない。
にうした基準を設けた場合、大宝令への復元処理は統一的に行なう必要がある。本人の説に不都合があるというような事情で、例外扱いすべきではない。本稿で問題とする「田六年一班」がそれにあたるが、やはりきではない。本稿で問題とする「田六年一班」がそれにあたるが、やはりきではない。本稿で問題とする「田六年一班」がそれにあたるが、やはりきではない。本稿で問題とする「田六年一班」がそれにあたるが、やはりが、大宝令人の復元処理は統一的に行なう必要が表現した。大宝令人の復元処理は統一的に行なう必要である。

はくないことが判明する。 隆『班田収授法の復原的研究』」)。坂上の指摘からみても、例外規定は正室令存在について議論を展開し、服部説を批判している(「書評 服部一宝令存在について議論を展開し、服部説を批判している(「書評 服部一

- のである。 町租稲一十五束」は、「熟田百代。租稲三束」を大宝令の町に換算したも、 為歩。歩之内得米一升〉一町租稲一十五束」である。この格のうち「一為歩。歩之内得米一升〉一町租稲一十五束」である。この格のうち「一
- (7) 『日本書紀』の法令は、編纂時の現行法である大宝令に基づいていると、大宝令から『書紀』編纂時までに法令の変更がある場合、その影束二把」の規定であり、必ずしも影響をうけていない。このように考え東二把」の規定であり、必ずしも影響をうけていない。このように考えま二把」の規定であり、必ずしも影響をうけていない。このように考えると、大宝令から『書紀』編纂時の現行法である大宝令に基づいていると響をどのように考えるのか、今後の研究をまちたい。
- 新の研究』上(関晃著作集第一巻)吉川弘文館、一九九六(8) 井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五。関晃『大化改
- ば、関晃は「みなもとはかなり和文風の文章だったものを、書紀の編者(9) このような理解は、当時の研究水準に影響されたものである。たとえ

も明らかではない。

も明らかではない。

ま明らかではない。

まが強に、この時期には和文表記は完成しておらず、事実としては「漢文かでは、この時期には和文表記は完成しておらず、事実としては「漢文かでは、この時期には和文表記は完成しておらず、事実としては「漢文かでは、この時期には和文表記は完成しておらず、事実としては「漢文人を述べていた(「大化の東国が手を加えて漢文風に修飾したものらしく」と述べていた(「大化の東国が手を加えて漢文風に修飾したものらしく」と述べていた(「大化の東国

- 土地制度の諸問題」)。 土地制度の諸問題」)。 ・ と考えていた(前掲「上代
- みえ、諸国詔と関連していることが判明する。 国郡刀甲弓矢、辺国近与蝦夷接境処者、可尽数集其兵、而猶仮授本主」と(⑴) 大化元年八月「東国国司の詔」には、「又於閑曠之所、起造兵庫、収聚
- 制の成立以前は、畿内と四方国という区分がなされていたのであろう。日本紀』においては、「畿内」と「七道諸国」のことで、「七道」が抜け落ちた記述である。『続日本紀』においては、「畿内」と「七道」が抜け落ちた記述である。『続日本紀』においては、「畿内」と「七道」が抜け落ちた記述である。『続(12) 『続日本紀』のなかに、「畿内及諸国」というように、「畿内」と「諸国」(12) 『続日本紀』のなかに、「畿内及諸国」というように、「畿内」と「諸国」
- ○九。 ○九。「「東国の調」とヤマト王権」(『房総と古代王権』高志書院)二○ 九七。「「東国の調」とヤマト王権」(『万斄集研究』二一、塙書房)一九
- (4) 吉村前掲「都と夷(ひな)・東国」。なお、四方国制を積極的に設定し、(4) 吉村前掲「都と夷(ひな)・東国を含めて考える研究に、前田晴人『日本古代の道と衢』(吉川弘文館、東国を含めて考える研究に、前田晴人『日本古代の道と衢』(吉川弘文館、東国を含めて考える研究に、前田晴人『日本古代の道と衢』(吉川弘文館、(4) 吉村前掲「都と夷(ひな)・東国」。なお、四方国制を積極的に設定し、
- (15) 山尾幸久『「大化改新」の史料批判』三六一頁。
- (16) 山尾前掲書三五三頁。
- でもない。これまでの研究史をふりかえってみよう。井上光貞は、大化いのだろうか。歴史学であるので、史料的な根拠が必要なことはいうま(圷) 「条件はない」というような主観的な判断に、どのように対処したらい

改新詔研究において原秀三郎説をとりあげる中で、こうした(1)「考えられない」という見方と、(2)史料解釈の問題を話題にしている(『シンポジウム日本歴史 3』大化改新、学生社、一九六九)。ただし、原説は(2)の史料解釈があり(原氏独自の史料解釈)、その是非を別とすれば、論理的 整合性はある。井上が、大化改新否定論で原説を仮説として認める由縁 整合性はある。井上が、大化改新否定論で原説を仮説として認める由縁 整合性はある。 なお、山尾説の場合、(2)の部分の史料解釈が必ずしするとおりである。 なお、山尾説の場合、(2)の部分の史料解釈が必ずしするとおりである。 なお、山尾説の場合、(2)の部分の史料解釈が必ずしまい。

- は、石上論文への再批判は記されていない。 六。初出は、一九九四)。なお、山尾幸久『「大化改新」の史料批判』に(18) 石上英一「大化改新論」(『律令国家と社会構造』名著刊行会、一九九
- いては、あらためて論述する機会をもちたいと思う。 的研究は、史料上難しく、仮説としての推測の域をでない。国造制につ(9) 吉村前掲「律令制的班田制の歴史的前提について」。国造制段階の実証
- の前提としての――」。の小口執筆部分。とりわけ「1章 首長制的土地所有 ――国家的土地所有の小口執筆部分。とりわけ「1章 首長制的土地所有 ――国家的土地所有(20) 新体系日本史3『土地所有史』(山川出版社、二〇〇二)の「1 古代」
- る覚書」において指摘した論点を、発展させたものである。4) 改新詔第三項における原詔の研究は、拙稿「大化改新詔研究にかんす
- かのぼって「五十戸」の制度が存在したことになる。〔補注〕が語る 古代王権と列島社会』二四八頁)。いずれにせよ、天智二年をさもつ「山部五十戸」の幡があり、六六三年(天智二)となる(『発掘文字(22) なお、法隆寺幡に対する狩野久の研究によれば、「癸亥年」の紀年銘を
- は「詔には、田租の規定はなく、五十戸をもって一里とする規定もなかっすで述べたように、事実は「五十戸」から「里」である。なお、かつて「里」の用字はありえないが、「五十戸」と書いたという解釈があるが、本には「白髪部里」を「白髪部五十戸」と書いたという解釈があるが、本には「白髪部里」を「白髪部五十戸」と書いたという解釈があるが、本には「白髪部里」を「白髪部五十戸」と書いたという解釈があるが、本には「白髪部里」を「白髪部五十戸」と書いたという解釈があるが、本文で述べたように、事実は「五十戸」と書いたという。

- た」(『飛鳥の朝廷』)と考えていた。
- (24) 筆者は、「大化改新詔研究にかんする覚書」(一九八二)において、その関係を想定した。その後、日本語論文では李泰鎮「韓国での結負法の関係を想定した。その後、日本語論文では李泰鎮「韓国での結負法の
- (25) 奈良文化財研究所の木簡データベースによれば、二○一六年一○月の(25) 奈良文化財研究所の木簡データベースによれば、二○一六年一○月のである。

30

- 括弧内に付しておく(『班田収授法の復原的研究』)。 報告 人文・社会』五八、二〇〇六)、日本古代史の服部一隆の呼称法を聖令による唐開元二十五年令田令の復原並びに訳注」『京都府立大学学術聖のよる書開元二十五年令の後の漢辺信一郎の呼び方を先に挙げ(「北宋天26) 開元二五年令の各条文名については、その呼称法がいまだ確定してい
- 地を耕作する者に対して課税されるシステムをさす。 (27) ここでいう田租の意味について一言述べておきたい。租が、人別ないと響(租税)が課せられることを「田租」と捉える。したがって公租公公課(租税)が課せられることを「田租」と捉える。したがって公租公公課(租税)が課せられることを「田租」と捉える。したがって公租公公課(租税)が課せられることを「田租」と捉える。したがって公租公公課(租税)が課せられるの配列が問題となるが、基本的に同じであなお、養老田令と大宝田令の配列が問題となるが、基本的に同じであ
- 28) 石母田は、「口分田の班給と田租の徴収は明確なる給付反対給付の関係 に立つ」説には否定的であり、「少なくとも、田租が口分田班給の反対給 でないことはたしか」という。そして、「君ニ進ムル」ことを強調する (『日本の古代国家』三〇一、三〇二頁)。しかし、「租。賦也。土地所生 謂之賦。言田給。即所生之物進君耳」とあるように、「穴記」は給田と生 謂之賦。言田給。即所生之物進君耳」とあるように、「穴記」は給田と生 諸之賦。言田給。即所生之物進君耳」とあるように、「穴記」は給田と生 はなく、イデオロギー的には 「進上」である。

- (29) 早川は、この論文で、律令田租の特徴として、「(1)田租は課役の範疇外のものであること。(2)田租の賦課対象と賦課基準は、課役のそれとまっのものであったとは考えがたいこと」を指摘している(『日本古代の財政制度』一六三頁)。このまとめは、石母田『日本の古代国家』などの多くの度』一六三頁)。このまとめは、石母田『日本の古代国家』などの多くのであったとは考えがたいこと」を指摘している(『日本古代の財政制のであったとは考えがたいこと」を指摘している「日本古代の財政制のであったとは考えがたいこと」を指摘している「日本の古代国家」を紹介の表表とは特に言及していない。
- 租」類の存在は、十分に想定が可能である。吉川弘文館、一九九○)などが指摘するように、新嘗祭と関連する「田吉川弘文館、一九九○)などが指摘するように、新嘗祭と関連する「田雅史「日本古代における「イネ」の収取について」(『古代王権と祭儀』石母田『日本の古代国家』第四章第一節3「田租と調の原初形態」、小石母田『日本の古代国家』第四章第一節3「田租と調の原初形態」、小
- (31) 浄御原令に田租の規定があることは、八木充「田租制の成立」。ただし、(31) 浄御原令に田租の規定があることは、八木は田積単位を町段歩制として捉えており、「これはあくまで条文上のに影響されているとはいえ、苦しい立論ではなかろうか。
- 32 味をもつことはありえないのではあるまいか。 を意味することはまちがいない。そうであれば、 内得米一升〉」である。前者の「令」は慶雲三年当時の法制である大宝令 は、「准令。田租一段。租稲二東二把 九八一)。しかし、こうした読み方は無理であろう。慶雲三年九月十日格 えるとする立場をとる(『日本古代土地法史論』六二頁、吉川弘文館、一 令を含めて「令内」とし、それ以前のものを「令前」と称することもあり である。虎尾は、大宝令と浄御原令とが同一の田積法・租法であれば、両 成立」であるが、「令前租法。 いる学説もある。虎尾俊哉 一町租稲廿二束。令前租法。 ただし、 | も大宝令を意味せざるをえない。 研究史の上では浄御原令の田積単位を町段歩制として捉えて 『班田収授制の研究』、八木充前掲 熟田百代。租稲三東〈以方六尺為歩。歩之 熟田百代。 〈以方五尺為歩。歩之内得米一升〉。 近接する「令」の用語が二重の意 租稲三束」の規定からみて無理 後者の 「令前租法」の 「田租制の

- (二百頁)として、事実上論を進めていく。しかし、八木充前掲「田租制(二百頁)として、事実上論を進めていく。しかし、八木充前掲「田租制(二百頁)として、事実上論を進めていく。しかし、八木充前掲「田租制の成立」の議論は成立しない。
- (34) ここでは、歴史のプロセスの認識が異なる。 選問題等については、多くの議論がある。浄御原令で町段歩制を承認するこでは、令と班田との関係に限定して述べている。田租と田積の変
- 頁)(35) ただし、石母田は改新詔の規定はとらない(『日本の古代国家』二九七(35)
- (36) 大津透は、大宝賦役令の歳役条は、「おそらく大化改新詔にも規定る、仕丁の庸・采女の庸の伝統があり」というように、改新詔にも規定されている仕丁と采女の「庸」の影響を受けていると考えている。田令ではなく、賦役令ではあるが、改新詔の影響を想定していることになる(『日唐律令制の財政構造』二〇八頁、岩波書店、二〇〇六)。 (『日唐律令制の財政構造』二〇八頁、岩波書店、二〇〇六)。 (『日唐律令制の財政構造』二〇八頁、岩波書店、二〇〇六)。 る潤色の可能性が強いという(市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇)。 なお、熊谷公男もその事実を強調している(『大王から天皇へ』「学術文庫版あとがき」講談社、二〇〇八)。
- 「班年」である。養老令と同じ「班年」の語句がいいのではなかろうか。授」(一二四頁)であるが、この案のうち、通説は「班田年」ではなく37) 服部の復元案は「凡以身死応収田者、初班三班収授、後年待班田年収
- (39) 松原弘宣「『令集解』における諸法家の条文引用法」(『日本歴史』三五であることはいうまでもない。(38) 前掲注(5)。大宝令の復元にあたっては、統一した基準で処理すべき
- 田条。不在収授之限」とも関連する記述であり、神田と寺田が対となっ若為処分。答。神田有欠者加給。寺田不合」とみえる。この記述は、「神(40) 『令集解』六年一班条古記のほかに、為水侵食条古記に「問。神田寺田。三、一九七七)。

- していたかどうか、厳密にいえば史料的には明らかにできない。 内容はかなり相違する。神田条が「凡神田寺田不在此限」の文章で完結(红) 神田条に対応関係にあると想定される唐令は、道士女冠条であるが、
- 令文として認めるべきであろう。 
  のである。「問答」の場合も、一般的には明白な矛盾がないかぎり、大宝のである。「問答」の場合も、一般的には明白な矛盾がないかぎり、大宝のである。「問答」の場合、○○が養老令文と一致しなくてさし(22) なお、「○○。謂\*\*\*」の場合、○○が養老令文と一致しなくてさし
- (43) 服部は、この記載について養老令文混入説をとり、「六年一班」の語句は養老令文であり、大宝令とは認めていない。しかし、坂上康俊がいうように養老令にしかない語句であることは必ずしも論証されていない。「籍六年一造」が大宝令であれば、「田六年一班」も大宝令と認めるのが正しい手法であろう(前掲書評)。「古記」の作者が養老令を見ていたにせよ、基本は大宝令の注釈であり、例外規定を用いるには慎重であらねばならない。なお、傍証になるかと思われる参考史料が、「田文」の用語である。ない。なお、傍証になるかと思われる参考史料が、「田文」の用語である。ない。なお、傍証になるかと思われる参考史料が、「田文」の用語である。なり、大宝令の注釈に共通して用いられていた可能性があるだろう。なお、服部論文の論理でいえば、大宝令に六年一班条が存在しても特なお、服部論文の論理でいえば、大宝令に六年一班条が存在しても特に問題は生じないように思われる。
- 二『日本古代籍帳制度論』(吉川弘文館、一九八六)等。(4) 弥永貞三『日本古代社会経済史研究』(岩波書店、一九八〇)、 平田耿
- している。 している。 している。 は出条「十一月一日。総集対共給授。謂此不名為初班之年也。二なお、班田条「十一月一日。総集対共給授。謂此不名為初班年也」の意味は、少しとりにくいかもしれるが、班田条「十一月一日。総集対共給授。謂此不名為初班之年也。二
- 宝令において六年一班条、神田条、以身死応収田条の三条に分かれてい(46) たとえば松原前掲「『令集解』における諸法家の条文引用法」は、「大

た根拠として、①六年一班条の惟宗直本の注記(古令。神田寺田別立条) た根拠として、①六年一班条の惟宗直本の注記(古令。神田寺田別立条) になるという。率直にいって、①に関する松原の文意の意はよくわから だなるという。率直にいって、①に関する松原の文意の意はよくわから だなるという。率直にいって、①に関する松原の文意の意はよくわから ないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の古記に神田条の記 ないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の古記に神田条の記 ないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の古記に神田条の記 ないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の市記に神田条の記 ないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の市温に神田条の記 ないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の市温が表 ない。

- (47) 渡辺前掲「北宋天聖令による唐開元二十五年令田令の復原並びに訳注」(47) 渡辺前掲「北宋天聖令による唐開元二十五年令田令の復原並びに訳注」不明)ことはいうまでもない。
- (4) 吉村前掲「律令制的班田制の歴史的前提について」注五五。
- (51) 虎尾俊哉『日本古代土地法史論』一〇七頁。ただし、本文で述べるよとはいえ「正一位」条などごく短い条文がある。(50) 令文のなかでは、たとえば考課令の善条は八字であり、官位令は特殊
- 収授」という三か条説である。

  「現場をは、「田令対照法」によると、①「凡六年一班」、②、「凡神田寺田不階では、「田令対照法」によると、①「凡六年一班」、②、「凡神田寺田不階では、「田令対照法」によると、①「凡六年一班」、②、「凡神田寺田不階では、「田令対照法」に言及し、「古記」自体や伝写間の変改を指う)、別属後書『日本古代古典法史論』「〇七章」 たたし 本文で並へるより 別属後書『日本古代古典法史論』「〇七章」 たたし 本文で述へるより 別属後書『日本古代古典法史論』「〇七章」 たたし 本文で述へるより 別属後書
- 書刊行会) 究』五九四頁、皇学館大学出版部)一九七三。(『田中卓著作集』六、国究』五九四頁、皇学館大学出版部)一九七三。(『田中卓著作集』六、国(52) 田中卓「大宝令における死亡者口分田収公条文の復旧」(『日本古典の研
- 口分田収公規定は二律規定であること、条文の形式は神田条独立の形で3) 虎尾前掲『日本古代土地法史論』一四○頁。その際、大宝令の死亡者

- 指摘している。の二か条説、最後に一か条説の順序に蓋然性が高いとの二か条説、ついで三か条説、最後に一か条説の順序に蓋然性が高いと
- ) 虎尾前掲『日本古代土地法史論』 一一七頁

### (補注)

した孝徳朝にもさかのぼる可能性も皆無ではない。 構の年代が特定できないため木簡の年代は不明。ただし、前期難波宮が存在火』一七四)。残念ながら、前期難波宮に関係する木簡と思われるが、出土遺俵」と書かれた木簡が出土(谷崎仁美「発見!「玉作五十戸俵」木簡」、『葦俵」と書かれた木簡が出土(谷崎仁美「発見!「玉作五十戸俵」木簡」、『葦作五十戸